

2023年6月29日

食品衛生分科会

文書による報告事項
に関する資料

(2) 文書による報告事項

①食品中の農薬等の残留基準の設定について

・ 文書による報告事項の概要	3
・ アミスルブロム（畜産物への基準値定）	6
・ アメトクトラジン（適用拡大申請）	11
・ グルホシネート（適用拡大申請及びインポートトレランス申請）	16
・ インピルフルキサム（適用拡大申請）	24
・ シメコナゾール（適用拡大申請及び畜産物への基準値設定）	28
・ セトキシジム（適用拡大申請）	33
・ ピカルブトラゾクス（適用拡大申請）	41
・ ビフェントリン（適用拡大申請）	45
・ ピリベンカルブ（適用拡大申請及び畜産物への基準値設定）	53
・ フルトラニル（適用拡大申請及び畜産物への基準値設定）	58
・ フルピラジフロン（インポートトレランス申請）	64
・ メタアルデヒド（適用拡大申請及び畜産物への基準値設定）	74
・ メフェントリフルコナゾール（新規の農薬登録申請及びインポートトレランス申請）	77
・ アンプロリウム（暫定基準の見直し）	86
・ ジクロキサシリン（暫定基準の見直し）	87
・ セフロキシム（暫定基準の見直し）	89

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○文書による報告事項の概要

名称（用途）	経緯	基準値を設定する作物等	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
アミスルブロム （農薬/殺菌剤） （別紙1）	畜産物への基準値設定	畜産物	ADI:0.1 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 34.0% 幼小児（1～6歳） 53.0% 妊婦 33.2% 高齢者（65歳以上） 41.3%
アメトクトラジン （農薬/殺菌剤） （別紙2）	適用拡大申請	キャベツ及び非結球レタス	ADI:2.7 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 3.7% 幼小児（1～6歳） 5.4% 妊婦 3.5% 高齢者（65歳以上） 4.3%
グルホシネート （農薬/除草剤、植物成長調整剤） （別紙3）	適用拡大申請及びインポートトランス申請	さとうきび及びごま	ADI:0.0091 mg/kg 体重/日 ARfD:0.01 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 17.9% 幼小児（1～6歳） 40.4% 妊婦 16.6% 高齢者（65歳以上） 18.7% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
インピルフルキサム （農薬/殺菌剤） （別紙4）	適用拡大申請	ばれいしょ、はくさい等	ADI:0.06 mg/kg 体重/日 ARfD:0.3 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 29.5% 幼小児（1～6歳） 66.6% 妊婦 27.8% 高齢者（65歳以上） 32.7% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
シメコナゾール （農薬/殺菌剤） （別紙5）	適用拡大申請及び畜産物への基準値設定	稲	ADI:0.0085 mg/kg 体重/日 ARfD:0.2 mg/kg 体重（国民全体の集団） ARfD:0.09 mg/kg 体重（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 11.4% 幼小児（1～6歳） 23.7% 妊婦 8.1% 高齢者（65歳以上） 14.2% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
セトキシジム （農薬/除草剤） （別紙6）	適用拡大申請	キノア	ADI:0.088 mg/kg 体重/日 ARfD:1.8 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 43.0% 幼小児（1～6歳） 79.3% 妊婦 34.8% 高齢者（65歳以上） 49.8% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
ピカルブトラゾクス （農薬/殺菌剤） （別紙7）	適用拡大申請	さといも、いちご等	ADI:0.023 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 23.2% 幼小児（1～6歳） 34.6% 妊婦 22.0% 高齢者（65歳以上） 27.6%
ビフェントリン （農薬/殺虫剤） （別紙8）	適用拡大申請	玄米	ADI:0.01 mg/kg 体重/日 ARfD:0.05 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 30.4% 幼小児（1～6歳） 59.2% 妊婦 25.7% 高齢者（65歳以上） 34.6% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。

名称（用途）	経緯	基準値を設定する作物等	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
ピリベンカルブ （農薬/殺菌剤） （別紙 9）	適用拡大申請及び畜産物への基準値設定	はなやさい類及び畜産物	ADI:0.039 mg/kg 体重/日 ARfD:1.1 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 20.0% 幼小児（1～6歳） 36.2% 妊婦 15.9% 高齢者（65歳以上） 23.8% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
フルトラニル （農薬/殺菌剤） （別紙 10）	適用拡大申請及び畜産物への基準値設定	とうもろこし、にら等	ADI:0.087 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 35.8% 幼小児（1～6歳） 59.1% 妊婦 29.1% 高齢者（65歳以上） 37.3%
フルピラジフロ ン （農薬/殺虫剤） （別紙 11）	インポートトレランス申請	ラズベリー、アボカド等	ADI:0.031 mg/kg 体重/日 ARfD:0.35 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 37.0% 幼小児（1～6歳） 78.1% 妊婦 34.3% 高齢者（65歳以上） 38.9% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
メタアルデヒド （農薬/殺虫剤） （別紙 12）	適用拡大申請及び畜産物への基準値設定	セルリー、アスパラガス、畜産物等	ADI:0.022 mg/kg 体重/日 ARfD:0.3 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 28.1% 幼小児（1～6歳） 50.7% 妊婦 20.7% 高齢者（65歳以上） 29.4% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
メフェントリフルコナゾール （農薬/殺菌剤） （別紙 13）	新規の農薬登録申請及びインポートトレランス申請	ぶどう、りんご等	ADI:0.035 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 24.1% 幼小児（1～6歳） 46.3% 妊婦 23.7% 高齢者（65歳以上） 27.4%
アンプロリウム （動物用医薬品及び飼料添加物/抗原虫剤、合成抗菌剤） （別紙 14）	暫定基準の見直し	該当なし	ADI:0.1 mg/kg 体重/日（EMA 注） 注）欧州医薬品審査庁（European Agency for the Evaluation of Medicinal Products、2009年にEMAに改称）	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 4.3% 幼小児（1～6歳） 11.3% 妊婦 4.9% 高齢者（65歳以上） 3.8%
ジクロキサシリン （動物用医薬品/抗生物質） （別紙 15）	暫定基準の見直し	該当なし	MOE 注）: 54,000 注）暴露マージン（Margin of Exposure） NOAEL 等の毒性指標と摂取量の大きさの違いを示す指標	
セフロキシム （動物用医薬品/抗生物質） （別紙 16）	暫定基準の見直し	該当なし	MOE: 610,000	

名称（用途）	経緯	基準値を設定する作物等	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
酸化亜鉛 （農薬/殺菌剤）	対象外物質	該当なし	酸化亜鉛は、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
大豆	0.3	0.3	○			0.02,0.08(¥)
小豆類	0.2	0.2	○			0.02,0.03(¥)
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01,<0.01
こんにゃくいも	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01,<0.01
てんさい	1	1	○			0.18,0.42(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.3	0.3	○			<0.01,0.06(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	25	25	○			15.8,17.6(¥)
かぶ類の根	0.5	0.5	○			0.04,0.16(¥)
かぶ類の葉	30	30	○			11.5,20.8(¥)
はくさい	10	10	○			2.68,4.30(¥)
キャベツ	3	3	○			0.28,1.48(¥)
ケール	20	20	○			(きょうな参照)
こまつな	15	15	○			8.20,8.68(¥)
きょうな	20	20	○			9.80,12.8(¥)
チンゲンサイ	20	20	○			(きょうな参照)
カリフラワー	2	2	○			0.03,0.56(¥)
ブロッコリー	2	2	○			0.90,0.98(¥)
その他のあぶらな科野菜	20	20	○			(きょうな参照)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	30	20	○			8.37(サラダ菜)、11.0,11.1(リーフレタス)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○			1.36,1.40(¥)
その他のゆり科野菜	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(らっきょう)
トマト	2	2	○			0.43,0.66(¥)(ミニトマト)
ピーマン	3	3	○			0.58,1.07(¥)
なす	1	1	○			0.14,0.32(¥)
その他のなす科野菜	4	5	○			1.10,1.20(ししとう)、 0.87,2.12(甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○			0.17,0.21(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	2	○			0.14,0.61(¥)
すいか	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
メロン類果実(果皮を含む。)	1	1	○			0.20,0.26,0.48
ほうれんそう	50	30	○			5.14~22.4(n=4)
しょうが	2	2	○			0.16,0.23,0.60
えだまめ	10	10	○			1.14,4.28(¥)
みかん(外果皮を含む。)	3	3	○			0.71,1.04(¥)
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.58,0.78(¥)
レモン	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
いちご	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
ぶどう	5	5	○			1.96,2.46(¥)
その他の果実	1	1	○			0.27,0.39(¥)(いちじく)
その他のスパイス	15	15	○			4.13,6.60(¥)(みかんの果皮)
その他のハーブ	20	20	○			12.0,13.0(¥)(バジル)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.01		申			推:<0.01
豚の筋肉	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01		申			(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.01		申			推:<0.01
豚の脂肪	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01		申			(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.4		申			推:0.330
豚の肝臓	0.02		申			推:0.011
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.4		申			(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01		申			推:<0.01
豚の腎臓	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01		申			(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.4		申			(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.02		申			(豚の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4		申			(牛の肝臓参照)
乳	0.01		申			推:<0.01
はちみつ	0.05	0.05				※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

推:推定される残留濃度であることを示す

※)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和3年3月11日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

アミスルブロム

今回残留基準値を設定する「アミスルブロム」の規制対象は、農産物にあつてはアミスルブロムのみとし、畜産物にあつてはアミスルブロム及び代謝物D【3-ブロモ-6-フルオロ-2-メチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-3-イルスルホニル)インドール】とする。

ただし、代謝物Dはアミスルブロムの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.05
大豆	0.3
小豆類 ^{注1)}	0.2
ばれいしょ	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
こんにゃくいも	0.01
てんさい	1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25
かぶ類の根	0.5
かぶ類の葉	30
はくさい	10
キャベツ	3
ケール	20
こまつな	15
きょうな	20
チンゲンサイ	20
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	20
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	30
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	3
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	0.05
トマト	2
ピーマン	3
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注4)}	4
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	2
すいか	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	1
ほうれんそう	50
しょうが	2
えだまめ	10

食品名	残留基準値 ppm
みかん（外果皮を含む。）	3
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注5)}	2
いちご	0.05
ぶどう	5
その他の果実 ^{注6)}	1
その他のスパイス ^{注7)}	15
その他のハーブ ^{注8)}	20
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注9)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.4
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.4
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注10)}	0.4
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4
乳	0.01
はちみつ	0.05

- 注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイ
ト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含
む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレ
ソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラ
ワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんに
く、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをい
う。
- 注5) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの
外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフル
ーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注6) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメ
ロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、う
め、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、ア
ボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のもの
をいう。
- 注7) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがら
し、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮
及びごまの種子以外のものをいう。
- 注8) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリ
の茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注9) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のもの
をいう。
- 注10) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

農薬名

アメトクトラジン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.4	0.4	○			0.024~0.230(n=6)
小豆類	0.2	0.2	○			0.026,0.045,0.055
ばれいしょ	0.05	0.05	○	0.05		【米国ばれいしょ(<0.01~0.05(#)(n=21)】) 【米国ばれいしょ参照】 【米国ばれいしょ参照】 【米国ばれいしょ参照】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05			0.05 米国	
かんしょ	0.05	0.05			0.05 米国	
やまいも(長いもをいう。) その他のいも類	0.05	0.05			0.05 米国	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	50	50		50		0.292~9.60(n=6)
かぶ類の葉	50	50		50		
クレソン	50	50		50		
はくさい	50	50	○	50		
キャベツ	20	9	申	9		
芽キャベツ	9	9		9		
ケール	50	50		50		
こまつな	50	50		50		
きょうな	50	50		50		
チンゲンサイ	50	50		50		
カリフラワー	9	9		9		
ブロッコリー	9	9		9		
その他のあぶらな科野菜	50	50		50		
チコリ	50	50		50		
エンダイブ	50	50		50		
しゅんぎく	50	50		50		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	60	50	申・○	50		
その他のさく科野菜	50	50		50		
たまねぎ	2	2	○	1.5		【米国薬たまねぎ(3.85,4.35,11.13)】
ねぎ(リーキを含む。)	20	20	○		20.0 米国	
にんにく	2	2		1.5		
にら	20	20			20.0 米国	
その他のゆり科野菜	20	20		20		
パセリ	40	40			40.0 米国	【米国非結球レタス(4.06~20.45(#)(n=9)】) 【米国レタス参照】 【米国レタス参照】
セロリ	40	40		20	40.0 米国	
その他のせり科野菜	40	40			40.0 米国	
トマト	5	5	○	1.5		1.50,2.52(¥)(ミニトマト)
ピーマン	2	2		1.5		
なす	2	2		1.5		
その他のなす科野菜	50	50		50		
きゅうり(ガーキンを含む。)	3	3	○	0.4	3.0 米国	【米国カンタローブ(0.2~1.73(n=8)】)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	3	3		3		
しろり	3	3		3		
すいか(果皮を含む。)	3	3		3		
メロン類果実(果皮を含む。)	3	3		3		
まくわうり(果皮を含む。)	3	3		3		
その他のうり科野菜	50	50		50		
ほうれんそう	50	50		50		【米国ばれいしょ参照】
オクラ	2	2		1.5		
しょうが	0.05	0.05			0.05 米国	

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
しいたけ		2				
その他のきのこ類		2				
その他の野菜	50	50		50		
ぶどう	40	25	○	6		0.516~17.4(n=4)
その他の果実	2	2		1.5		
ホップ	100	100		30	100 EU	【EUホップ(乾花)(14.0~45.0(n=4))】 ^{注)}
その他のスパイス(根又は根茎に限る。)		0.05				
その他のスパイス	0.05				0.05 米国	【米国ばれいしょ参照】
その他のハーブ	50	40		50		
鶏の筋肉	0.03	0.03		0.03		
その他の家きんの筋肉	0.03	0.03		0.03		
鶏の脂肪	0.03	0.03		0.03		
その他の家きんの脂肪	0.03	0.03		0.03		
鶏の肝臓	0.03	0.03		0.03		
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03		0.03		
鶏の腎臓	0.03	0.03		0.03		
その他の家きんの腎臓	0.03	0.03		0.03		
鶏の食用部分	0.03	0.03		0.03		
その他の家きんの食用部分	0.03	0.03		0.03		
鶏の卵	0.03	0.03		0.03		
その他の家きんの卵	0.03	0.03		0.03		
はちみつ	0.05	0.05				※1)
とうがらし(乾燥させたもの)				15		※2)
干しぶどう				20		※2)

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和3年3月11日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※2) 加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」及び「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはとうがらし(乾燥させたもの)及び干しぶどうの加工係数をそれぞれ10及び3.4と算出している。

注)ホップ(乾花)では、一部の試験で低回収率であったため、ホップ(生花)での加工係数(4.5)を用いて換算した値から基準値案を設定した。

答申（案）

アメトクトラジン

今回残留基準値を設定する「アメトクトラジン」の規制対象は、農産物にあつてはアメトクトラジンのみとし、畜産物にあつてはアメトクトラジン、代謝物B【4-(7-アミノ-5-エチル[1,2,4]トリアゾロ[1,5-a]ピリミジン-6-イル)ブタン酸】及び代謝物G【6-(7-アミノ-5-エチル[1,2,4]トリアゾロ[1,5-a]ピリミジン-6-イル)ヘキサン酸】とする。

ただし、代謝物B及び代謝物Gはアメトクトラジンの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.4
小豆類 ^{注1)}	0.2
ばれいしょ	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05
かんしょ	0.05
やまいも（長いもをいう。）	0.05
その他のいも類 ^{注2)}	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	50
かぶ類の葉	50
クレソン	50
はくさい	50
キャベツ	20
芽キャベツ	9
ケール	50
こまつな	50
きょうな	50
チンゲンサイ	50
カリフラワー	9
ブロッコリー	9
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	50
チコリ	50
エンダイブ	50
しゅんぎく	50
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	60
その他のきく科野菜 ^{注4)}	50
たまねぎ	2
ねぎ（リーキを含む。）	20
にんにく	2
にら	20
その他のゆり科野菜 ^{注5)}	20
パセリ	40
セロリ	40
その他のせり科野菜 ^{注6)}	40
トマト	5
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注7)}	50
きゅうり（ガーキンを含む。）	3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	3
しろうり	3
すいか（果皮を含む。）	3
メロン類果実（果皮を含む。）	3
まくわうり（果皮を含む。）	3
その他のうり科野菜 ^{注8)}	50

食品名	残留基準値 ppm
ほうれんそう	50
オクラ	2
しょうが	0.05
その他の野菜 ^{注9)}	50
ぶどう	40
その他の果実 ^{注10)}	2
ホップ	100
その他のスパイス ^{注11)}	0.05
その他のハーブ ^{注12)}	50
鶏の筋肉	0.03
その他の家きん ^{注13)} の筋肉	0.03
鶏の脂肪	0.03
その他の家きんの脂肪	0.03
鶏の肝臓	0.03
その他の家きんの肝臓	0.03
鶏の腎臓	0.03
その他の家きんの腎臓	0.03
鶏の食用部分	0.03
その他の家きんの食用部分 ^{注14)}	0.03
鶏の卵	0.03
その他の家きんの卵	0.03
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちししゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注10) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注12) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注13) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注14) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

農薬名

グルホシネート

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録有無		参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
			グルホシ ネート	グルホシ ネートP	国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.3	0.3	○	○			0.045,0.057(＃)(＃)
小麦	0.2	0.2	○				0.028,0.034(＃)(＃)
大麦	0.5	0.5	○				<0.175,<0.175(＃)(＃)
とうもろこし	0.1	0.1			0.1		
そば	0.3	0.3	○	○			<0.081,<0.081(＃)
大豆	2	2	○	○	2		
小豆類	0.3	2	○	○	0.05		<0.030,0.073(＃)(大豆)
えんどう	0.3	3	○	○			(大豆参照)
そら豆	0.3	2	○	○			(大豆参照)
らっかせい	0.1	0.1	○				<0.015,<0.015(＃)(＃)
その他の豆類	0.3	3	○	○			(大豆参照)
ばれいしょ	0.1	0.2	○	○	0.1		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.3	0.2	○	○			※1
かんしょ	0.1	0.1	○	○			<0.021,<0.021(＃)
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.2	○	○			<0.021,0.033(＃)
こんにゃくいも	0.2	0.2	○				<0.021,0.033(＃)
てんさい	2	2			1.5		
さとうきび	0.03			申			<0.021,<0.021,<0.021(P)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.3	0.3	○				<0.017,0.054(＃)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.3	0.3	○				(はつかだいこんの根) <0.017,0.063(＃)
かぶ類の根	0.1	0.1	○				<0.018,<0.018(＃)
かぶ類の葉	0.1	0.1	○				<0.018,<0.018(＃)
クレソン	0.3	0.3	○	○			※1
はくさい	0.1	0.2	○				<0.021,<0.021(＃)
キャベツ	0.1	0.2	○	○			<0.021,<0.021(＃)(＃)
ブロッコリー	0.1	0.2	○	○			<0.021,0.021(＃)
その他のあぶらな科野菜	0.2	0.2	○				<0.042,<0.042(＃)(なばな)
ごぼう	0.2	0.2	○	○			<0.042,<0.042(＃)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.4	0.4	○	○	0.4		
その他のきく科野菜	0.5	0.5	○				<0.105,<0.105(＃)(食用ぎく)
たまねぎ	0.2	0.2	○	○	0.05		<0.017,0.045(＃)
ねぎ(リーキを含む。)	0.1	0.2	○	○			<0.021,0.021(＃)
にんにく	0.3	0.3	○	○			<0.089,<0.089(＃)
にら	0.1	0.2	○	○			<0.021,0.021(＃)
アスパラガス	0.4	0.4	○	○	0.4		
その他のゆり科野菜	0.05	0.1	○	○			<0.011,<0.011(＃)(ぎぼうし)(P)
にんじん	0.1	0.1	○	○	0.05		<0.021,<0.021(＃)
パセリ	0.7	0.7	○				<0.211,<0.211(＃)
セロリ	0.2	0.2	○				<0.021,0.030(＃)
みつば	0.2	0.2	○				<0.015,0.027(＃)
その他のせり科野菜	0.3	0.3	○	○			※1
トマト	0.1	0.2	○	○			<0.021,<0.021(＃)(＃)
ピーマン	0.1	0.2	○	○			<0.021,<0.021(＃)
なす	0.1	0.2	○	○			<0.021,<0.021(＃)
その他のなす科野菜	0.1	0.2	○	○	0.1		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1	0.2	○	○			<0.021,<0.021(＃)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2	○				<0.021,0.027(＃)(＃)
しろうり	0.3	0.3	○				<0.063,<0.063(＃)
すいか	0.1	0.1	○	○			<0.021,<0.021(＃)
メロン類果実	0.3	0.3	○	○			<0.021,0.081(＃)
その他のうり科野菜	0.1	0.2	○	○			<0.021,<0.021(＃)(にがうり)
ほうれんそう	0.1	0.1	○	○			<0.017,<0.017(＃)
たけのこ	0.2	0.2	○				<0.042,<0.042(＃)
オクラ	0.1	0.1	○				<0.015,0.016(＃)(＃)
しょうが	0.3	0.3	○				<0.021,0.085(＃)
未成熟えんどう	0.1	0.2	○	○			<0.021,<0.021(＃)(さやえんどう)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録有無		参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
			グルホシ ネート	グルホシ ネートP	国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
未成熟いんげん	0.05	0.05	○	○	0.05		
えだまめ	0.2	0.2	○	○			<0.021,0.033(¥)
その他の野菜	0.3	0.3	○	○			※1
みかん		0.2	○	○			
みかん(外果皮を含む。)	0.2		○	○	0.05		<0.029,<0.029(#)(¥)
なつみかんの果実全体	0.2	0.2	○	○	0.05		(みかん(外果皮を含む。))参照
レモン	0.2	0.2	○	○	0.05		(みかん(外果皮を含む。))参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.2	0.2	○	○	0.05		(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	0.2	0.2	○	○	0.05		(みかん(外果皮を含む。))参照
ライム	0.2	0.2	○	○	0.05		(みかん(外果皮を含む。))参照
その他のかんきつ類果実	0.2	0.2	○	○	0.05		(みかん(外果皮を含む。))参照
りんご	0.1	0.2	○	○	0.1		
日本なし	0.1	0.2	○	○	0.1		
西洋なし	0.1	0.1	○	○	0.1		
マルメロ	0.1	0.1	○	○	0.1		
びわ		0.2	○	○			
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.1		○	○	0.1		
もも		0.2	○	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	0.2		○	○	0.15		
ネクタリン	0.2	0.2	○	○	0.15		
あんず(アブリコットを含む。)	0.2	0.3	○	○	0.15		
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.3	○	○	0.15		
うめ	0.2	0.3	○	○	0.15		
おうとう(チェリーを含む。)	0.3	0.3	○	○	0.15		<0.021,0.081(¥)
いちご	0.3	0.5	○	○	0.3		
ラズベリー	0.1	0.1	○	○	0.1		
ブラックベリー	0.01	0.1	○	○			※2
ブルーベリー	0.1	0.1	○	○	0.1		
クランベリー	0.01	0.1	○	○			※2
ハuckleベリー	0.1	0.1	○	○	0.1		
その他のベリー類果実	1	1	○	○	1		
ぶどう	0.2	0.2	○	○	0.15		
かき	0.1	0.1	○	○	0.1		
バナナ	0.2	0.2	○	○	0.2		
キウイ		0.2	○	○			
キウイ(果皮を含む。)	0.6		○	○	0.6		
パパイヤ	0.1	0.1	○	○	0.1		
アボカド	0.1	0.1	○	○	0.1		
パイナップル	0.1	0.1	○	○	0.1		
グアバ	0.1	0.1	○	○	0.1		
マンゴー	0.1	0.1	○	○	0.1		
パッションフルーツ	0.1	0.1	○	○	0.1		
なつめやし	0.1	0.1	○	○	0.1		
その他の果実	0.2	0.2	○	○	0.15		
ひまわりの種子		5					
ごまの種子	0.1			申			<0.021,<0.021(¥)
綿実	5	5			5		
なたね	2	5	○		1.5		
ぎんなん	0.1	0.1	○	○	0.1		
くり	0.1	0.2	○	○	0.1		
ペカン	0.1	0.1	○	○	0.1		
アーモンド	0.1	0.1	○	○	0.1		
くるみ	0.1	0.1	○	○	0.1		
その他のナッツ類	0.1	0.1	○	○	0.1		
茶	0.3	0.3	○	○			<0.021,0.076(#)(¥)
コーヒー豆	0.1	0.1			0.1		
ホップ	0.2	0.2		○			<0.044,<0.044(P)(#)(¥)
その他のスパイス	0.5	0.5	○	○	0.1		0.028,0.159(¥)(さんしょう)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録有無		参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
			グルホシ ネート	グルホシ ネートP	国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他のハーブ	0.5	0.5	○	○	0.05		<0.105,<0.105(¥)(しそ)
牛の筋肉	0.2	0.05	IT		0.05	0.15 米国	【推:<0.10】
豚の筋肉	0.2	0.05	IT		0.05	0.15 米国	【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.05	IT		0.05		【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.4	0.4	IT			0.40 米国	【推:0.14】
豚の脂肪	0.4	0.4	IT			0.40 米国	【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4	0.4	IT				【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	6	6	IT		3	6.0 米国	【推:5.15】
豚の肝臓	6	6	IT		3	6.0 米国	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6	6	IT		3		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	6	4	IT		3	6.0 米国	【推:2.81】
豚の腎臓	6	4	IT		3	6.0 米国	【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	6	4	IT		3		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	6	6	IT		3	6.0 米国	【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	6	6	IT		3	6.0 米国	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6	6	IT		3		【牛の肝臓参照】
乳	0.2	0.02	IT		0.02	0.15 米国	【推:<0.04】
鶏の筋肉	0.2	0.05	IT		0.05	0.15 米国	【推:<0.076】
その他の家きんの筋肉	0.2	0.05	IT		0.05	0.15 米国	【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.2	0.05	IT			0.15 米国	【推:<0.076】
その他の家きんの脂肪	0.2	0.05	IT			0.15 米国	【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.6	0.1	IT		0.1	0.60 米国	【推:<0.15】
その他の家きんの肝臓	0.6	0.1	IT		0.1	0.60 米国	【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.6	0.5	IT		0.1	0.60 米国	【推:0.56】
その他の家きんの腎臓	0.6	0.5	IT		0.1	0.60 米国	【鶏の腎臓参照】
鶏の食用部分	0.6	0.1	IT		0.1	0.60 米国	【鶏の腎臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.6	0.1	IT		0.1	0.60 米国	【鶏の腎臓参照】
鶏の卵	0.2	0.05	IT		0.05	0.15 米国	【推:<0.076】
その他の家きんの卵	0.2	0.05	IT		0.05	0.15 米国	【鶏の卵参照】
すもも(乾燥させたもの)					0.3		※3
ひまわり油(注1を除く。)		0.05					
なたね油(注2を除く。)		0.05			0.05		※3

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの、または、※3のとおり、基準値を設定しないもの

○:既に、国内において農業登録のあるもの

申:農業の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

推:推定される残留濃度であることを示す

(P)グルホシネートPナトリウム塩を用いた作物残留試験成績

基準値案、参考基準値及び残留試験成績はグルホシネートとしての濃度で、基準値現行はグルホシネートアンモニウム塩としての濃度でそれぞれ示している。

なお、基準値案及び国際基準の残留の規制対象は、グルホシネート、代謝物B及び代謝物Zであり、基準値現行の残留の規制対象は、穀類、豆類、種実類及びてんさいについてはグルホシネート、代謝物B及び代謝物Z、その他の食品についてはグルホシネート及び代謝物Bである。

注1)食用植物油の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油

注2)食用植物油の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油

※1)水田作物として登録があることから、米の基準値を参照して設定することとする。

※2)残留しないことが合理的に明らかで、国内で農業登録されている場合については、作物残留試験が実施されていなくても、残留基準として一律基準と同じ規制値0.01 ppmを設定することとする。

※3)加工食品である「すもも(乾燥させたもの)」及び「なたね油」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはすもも(乾燥させたもの)及びなたね油の加工係数を1.79及び0.48と算出している。

答申（案）

グルホシネート

今回残留基準値を設定する「グルホシネート」の規制対象は、グルホシネート（D体及びL体）（代謝物Z【N-アセチル-グルホシネート】を含む。）及び代謝物B【3-メチルホスフィニコプロピオン酸】とする。

ただし、代謝物Bはグルホシネート（D体及びL体）の濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.3
小麦	0.2
大麦	0.5
とうもろこし	0.1
そば	0.3
大豆	2
小豆類 ^{注1)}	0.3
えんどう	0.3
そら豆	0.3
らっかせい	0.1
その他の豆類 ^{注2)}	0.3
ばれいしょ	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.3
かんしょ	0.1
やまいも（長いもをいう。）	0.2
こんにゃくいも	0.2
てんさい	2
さとうきび	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.3
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	0.1
クレソン	0.3
はくさい	0.1
キャベツ	0.1
ブロッコリー	0.1
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	0.2
ごぼう	0.2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.4
その他のきく科野菜 ^{注4)}	0.5
たまねぎ	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	0.1
にんにく	0.3
にら	0.1

食品名	残留基準値 ppm
アスパラガス	0.4
その他のゆり科野菜 ^{注5)}	0.05
にんじん	0.1
パセリ	0.7
セロリ	0.2
みつば	0.2
その他のせり科野菜 ^{注6)}	0.3
トマト	0.1
ピーマン	0.1
なす	0.1
その他のなす科野菜 ^{注7)}	0.1
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.1
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.2
しろうり	0.3
すいか	0.1
メロン類果実	0.3
その他のうり科野菜 ^{注8)}	0.1
ほうれんそう	0.1
たけのこ	0.2
オクラ	0.1
しょうが	0.3
未成熟えんどう	0.1
未成熟いんげん	0.05
えだまめ	0.2
その他の野菜 ^{注9)}	0.3
みかん (外果皮を含む。)	0.2
なつみかんの果実全体	0.2
レモン	0.2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.2
グレープフルーツ	0.2
ライム	0.2
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	0.2
りんご	0.1
日本なし	0.1
西洋なし	0.1
マルメロ	0.1
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.1
もも (果皮及び種子を含む。)	0.2
ネクタリン	0.2
あんず (アプリコットを含む。)	0.2
すもも (プルーンを含む。)	0.2
うめ	0.2
おうとう (チェリーを含む。)	0.3

食品名	残留基準値
	ppm
いちご	0.3
ラズベリー	0.1
ブラックベリー	0.01
ブルーベリー	0.1
クランベリー	0.01
ハuckleベリー	0.1
その他のベリー類果実 ^{注11)}	1
ぶどう	0.2
かき	0.1
バナナ	0.2
キウイ（果皮を含む。）	0.6
パパイヤ	0.1
アボカド	0.1
パイナップル	0.1
グアバ	0.1
マンゴー	0.1
パッションフルーツ	0.1
なつめやし	0.1
その他の果実 ^{注12)}	0.2
ごまの種子	0.1
綿実	5
なたね	2
ぎんなん	0.1
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 ^{注13)}	0.1
茶	0.3
コーヒー豆	0.1
ホップ	0.2
その他のスパイス ^{注14)}	0.5
その他のハーブ ^{注15)}	0.5
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注16)} の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.4
豚の脂肪	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4
牛の肝臓	6
豚の肝臓	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6

食品名	残留基準値 ppm
牛の腎臓	6
豚の腎臓	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	6
牛の食用部分 ^{注17)}	6
豚の食用部分	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6
乳	0.2
鶏の筋肉	0.2
その他の家きん ^{注18)} の筋肉	0.2
鶏の脂肪	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.6
その他の家きんの肝臓	0.6
鶏の腎臓	0.6
その他の家きんの腎臓	0.6
鶏の食用部分	0.6
その他の家きんの食用部分	0.6
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.2

- 注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注7) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注10) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注11) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注12) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注13) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注14) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注15) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注16) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注17) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注18) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

農薬名 インピルフルキサム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01	0.01	○			<0.01(n=6)
小麦	0.6	0.5	○			0.03~0.30(n=6)
大麦	3	3	○			0.88,1.03,1.14
ライ麦	3	3	○			(大麦参照)
その他の穀類	3	3	○			(大麦参照)
大豆	0.3	0.3	○			<0.01~0.15(n=6)
小豆類	0.2	0.2	○			<0.01,0.04(¥)(いんげんまめ)
えんどう	0.3	0.3	○			(だいず参照)
そら豆	0.3	0.3	○			(だいず参照)
その他の豆類	0.3	0.3	○			(だいず参照)
ばれいしょ	0.05	0.01	○・申			<0.01~0.03(n=6)
てんさい	0.07	0.2	○			0.02,0.02,0.03
はくさい	1		申			0.13~0.50(n=5)(はくさい)、 0.04~0.69(n=6)(キャベツ)
キャベツ	1		申			(はくさい参照)
芽キャベツ	1		申			(はくさい参照)
ブロッコリー	5		申			0.56,1.02,2.25
その他のあぶらな科野菜	1		申			(はくさい参照)
チコリ	30		申			(レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) 参照)
エンダイブ	30		申			(レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) 参照)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	30		申			3.94,11.2(サラダ菜)、 6.85,9.12(リーフレタス)
その他のさく科野菜	30		申			(レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) 参照)
たまねぎ	0.09	0.1	○			<0.01~0.05(n=6)
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.22~1.16(n=6)
にんじん	0.2		申			0.04~0.10(n=6)
トマト	1		申			0.23,0.29(トマト)、0.18~ 0.58(n=6)(ミニトマト)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.4		申			0.03~0.18(n=6)
未成熟えんどう	3	3	○			0.61,1.21(¥)(さやえんどう)
未成熟いんげん	4	3	○			0.32,0.84,1.47(さやいんげん)
えだまめ	5	5	○			0.96,1.62,1.82
その他の野菜	5	5	○			(えだまめ参照)
みかん(外果皮を含む。)	3	2	○			0.73~1.23(n=6)
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.10,0.36,0.80
レモン	5	5	○			(かぼす、すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			(かぼす、すだち参照)
グレープフルーツ	5	5	○			(かぼす、すだち参照)
ライム	5	5	○			(かぼす、すだち参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			1.30(かぼす)、2.65(¥)(すだち)
りんご	4	4	○			0.52~1.88(n=8)
日本なし	2	2	○			0.37~0.96(n=6)
西洋なし	2	2	○			(日本なし参照)
もも(果皮及び種子を含む。)	3	2	○			0.49,0.81,0.88
ネクタリン	3	2	○			(もも参照)
あんず(アプリコットを含む。)	4		申			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.3		申			0.07,0.08(¥)
うめ	4		申			0.87,1.30,1.48

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
おうとう(チェリーを含む。)	3		申			0.73,1.16(¥)
いちご	3		申			0.47,0.72,0.97
ぶどう	4	5	○			0.70,1.29,1.96
かき	0.9	0.7	○			0.13~0.36(n=6)
その他のスパイス	15	10	○			3.72~6.08(n=6)(みかんの果皮)
魚介類	0.02	0.02				推:0.019

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの
 ○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 (¥):最大値を基準値設定の根拠とする
 推:推定される残留濃度であることを示す

答申（案）

インピルフルキサム

今回残留基準値を設定する「インピルフルキサム」の規制対象は、インピルフルキサムのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.01
小麦	0.6
大麦	3
ライ麦	3
その他の穀類 ^{注1)}	3
大豆	0.3
小豆類 ^{注2)}	0.2
えんどう	0.3
そら豆	0.3
その他の豆類 ^{注3)}	0.3
ばれいしょ	0.05
てんさい	0.07
はくさい	1
キャベツ	1
芽キャベツ	1
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	1
チコリ	30
エンダイブ	30
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	30
その他のきく科野菜 ^{注5)}	30
たまねぎ	0.09
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんじん	0.2
トマト	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.4
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	4
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注6)}	5
みかん（外果皮を含む。）	3
なつみかんの果実全体	2
レモン	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5
グレープフルーツ	5

食品名	残留基準値 ppm
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注7)}	5
りんご	4
日本なし	2
西洋なし	2
もも（果皮及び種子を含む。）	3
ネクタリン	3
あんず（アプリコットを含む。）	4
すもも（プルーンを含む。）	0.3
うめ	4
おうとう（チェリーを含む。）	3
いちご	3
ぶどう	4
かき	0.9
その他のスパイス ^{注8)}	15
魚介類	0.02

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注8) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.1	○・申			<0.01~0.10 (n=6)
とうもろこし	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01,<0.01
大豆	0.2	0.2	○			0.04,0.04(¥)
こんにゃくいも	0.1	0.1	○			<0.01,0.02(¥)
キャベツ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
ごぼう	0.3	0.3	○			0.01,0.10(¥)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.7	0.7	○			0.12,0.25(¥)(サラダ菜)
ねぎ(リーキを含む。)	0.09	0.2	○			<0.02,<0.02(#)(葉ねぎ)、 <0.02,0.05(#)(根深ねぎ)
にんにく	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01(¥)
にら	0.1	0.1	○			<0.01,0.02(¥)
トマト	0.2	0.2	○			0.02,0.03(#)(¥)
その他のなす科野菜	2	2		2.0	韓国	【韓国とうがらし(0.87)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○			0.06,0.08(#)(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05	0.2	○			<0.01,<0.05,<0.05(#)
すいか		0.1	○			
すいか(果皮を含む。)	0.04		○			<0.01,0.01,0.02
メロン類果実		0.1	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.3		○			0.06,0.07,0.09
ほうれんそう	0.1	0.1	○			<0.01,0.02(¥)
しょうが	0.3	0.3	○			0.02,0.07(¥)
みかん		0.1	○			
みかん(外果皮を含む。)	0.2		○			0.04,0.04(#)(¥)
なつみかんの果実全体	0.3	0.3	○			0.05,0.06(#)(¥)
レモン	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.5	0.5	○			0.04,0.14(¥)
日本なし	0.5	0.5	○			0.06,0.18(¥)
西洋なし	0.5	0.5	○			(日本なし参照)
もも		0.7	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	5		○			0.68,1.71(¥)
ネクタリン	0.5	0.5	○			0.03,0.14(¥)
あんず(アブリコットを含む。)	1	1	○			0.28,0.40(¥)
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05(¥)
うめ	1	1	○			0.39,0.50(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○			0.61,1.13(¥)
いちご	3	3	○			0.22,1.48(¥)
ぶどう	0.3	0.2	○			<0.02,0.06(#)(¥)
かき	0.3	0.2	○			0.02,0.06(#)(¥)
茶	10	10	○			2.5,6.0(¥)(荒茶)
その他のスパイス	0.3	0.3	○			0.08,0.08(#)(¥)(みかんの果皮)
その他のハーブ	50	30	○			3.76, 6.90, 21.0(しそ)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.01		申			推:<0.01
豚の筋肉	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01		申			(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.01		申			推:<0.01
豚の脂肪	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01		申			(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.02		申			推:0.015
豚の肝臓	0.01		申			推:0.001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02		申			(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01		申			推:<0.01
豚の腎臓	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01		申			(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.02		申			(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.01		申			(豚の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02		申			(牛の肝臓参照)
乳	0.01		申			推:<0.01
鶏の筋肉	0.01		申			推:<0.01
その他の家きんの筋肉	0.01		申			(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.01		申			推:<0.01
その他の家きんの脂肪	0.01		申			(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.01		申			推:<0.01
その他の家きんの肝臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.01		申			推:<0.01
その他の家きんの卵	0.01		申			(鶏の卵参照)
魚介類	0.02	0.02				推:0.0102

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの
 斜線:食品区分を削除したもの
 ○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
 (¥):最大値を基準値設定の根拠とする
 推:推定される残留濃度であることを示す

答申（案）

シメコナゾール

今回残留基準値を設定する「シメコナゾール」の規制対象は、シメコナゾールのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.2
とうもろこし	0.01
大豆	0.2
こんにゃくいも	0.1
キャベツ	0.05
ごぼう	0.3
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.7
ねぎ（リーキを含む。）	0.09
にんにく	0.05
にら	0.1
トマト	0.2
その他のなす科野菜 ^{注1)}	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.05
すいか（果皮を含む。）	0.04
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3
ほうれんそう	0.1
しょうが	0.3
みかん（外果皮を含む。）	0.2
なつみかんの果実全体	0.3
レモン	0.3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.3
グレープフルーツ	0.3
ライム	0.3
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	0.3
りんご	0.5
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	5
ネクタリン	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	1
すもも（プルーンを含む。）	0.2
うめ	1
おうとう（チェリーを含む。）	3
いちご	3
ぶどう	0.3

食品名	残留基準値 ppm
かき	0.3
茶	10
その他のスパイス ^{注3)}	0.3
その他のハーブ ^{注4)}	50
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注5)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注6)}	0.02
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注7)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
魚介類	0.02

- 注1) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注2) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注3) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注4) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注5) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注6) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注7) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

食品名	基準値 案※1 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm		
小麦	0.1	0.1			0.1	豪州	【<0.1,<0.1,<0.1(豪州)】
そば	20	15	○				1.33,6.57,7.02
その他の穀類	3		申				0.85,1.06(¥)(キノア)
大豆	20	15	○				3.18~9.78(n=6)
小豆類	25	25	○	25	米国	【4.41~13.3(n=7)(米国)】	
えんどう	2	2	○				0.34,0.60(¥)
そら豆	25	25		25	米国	【小豆類参照】	
らっかせい	25	25	○	25	米国	【5.40,10.3,12.5(米国)】	
その他の豆類	25	25		25	米国	【小豆類参照】	
ばれいしょ	4	4	○		4.0	米国	【0.245~2.95(n=9)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.3	0.5	○				<0.10,<0.10,0.15
かんしょ	4	4	○		4.0	米国	【0.27~1.32(¥)(n=4)(米国)】
やまいも(長いもをいう。)	0.3	0.3	○				<0.10,<0.10(¥)
こんにゃくいも	0.3	0.3	○				<0.10,<0.10(¥)
てんさい	1	1	○				0.37,0.43(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	4	4	○		4.0	米国	【ばれいしょ参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10	○				0.54,3.94(¥)
かぶ類の根	4	4	○		4.0	米国	【ばれいしょ参照】
かぶ類の葉	3	3	○				1.05,1.09(¥)
はくさい	1	1	○				0.41,0.42(¥)
キャベツ	2	2	○				0.51,0.57(¥)
ケール	10	10	○				(チンゲンサイ参照)
こまつな	5	5	○				1.74,2.63(¥)
きょうな	3	3	○				1.17,1.32(¥)
チンゲンサイ	10	10	○				1.38,4.52(¥)
カリフラワー	2	2	○				0.27,0.59(¥)
ブロッコリー	10	10	○				0.83,5.39(¥)
その他のあぶらな科野菜	10	10	○				(チンゲンサイ参照)
ごぼう	4	4	○		4.0	米国	【ばれいしょ参照】
サルシフィー	4	4			4.0	米国	【ばれいしょ参照】
チコリ	0.3	0.3	○				<0.10,<0.10(¥)(軟化茎葉部)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	3	3	○				0.31,1.03(¥)
その他のさく科野菜	4	4	○		4.0	米国	【ばれいしょ参照】
たまねぎ	0.8	1	○				0.11,0.15,0.37
ねぎ(リーキを含む。)	0.4	0.5	○				<0.10~0.21(n=4)
にんにく	2	2	○				0.56,0.64,0.88
にら	15	15	○				0.66~8.51(n=8)
アスパラガス	2	2	○				0.46,0.96(¥)
その他のゆり科野菜	1	1	○				<0.10,0.38(¥)(食用ゆり)
にんじん	4	4	○		4.0	米国	【ばれいしょ参照】
パースニップ	4	4			4.0	米国	【ばれいしょ参照】
セロリ	7	5	○				0.58,0.81,2.77
その他のせり科野菜	7	5	○				(セロリ参照)
トマト	2	1	○				<0.1,0.52(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	2	○				0.53,0.95(¥)
すいか(果皮を含む。)	2	2	○				0.46,0.68(¥)
その他のうり科野菜	4	4			4.0	米国	【ばれいしょ参照】

食品名	基準値 案※1 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ほうれんそう	2	2	○			0.55,0.68(¥)
しょうが	0.5	0.5	○			0.10,0.14(¥)
未成熟えんどう	10	10	○		10	【1.36~7.38(n=7)(米国)】
未成熟いんげん	15	15	○		15	【2.76~5.08(n=6)(米国)】
えだまめ	5	5	○			0.67,1.64(¥)
その他の野菜	5	5	○			(えだまめ参照)
みかん(外果皮を含む。)	0.5	0.5			0.5	【オレンジ参照】
なつみかんの果実全体	0.5	0.5			0.5	【オレンジ参照】
レモン	0.5	0.5			0.5	【オレンジ参照】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5	0.5			0.5	【<0.10,<0.10,0.25(＃)(米国)】
グレープフルーツ	0.5	0.5			0.5	【オレンジ参照】
ライム	0.5	0.5			0.5	【オレンジ参照】
その他のかんきつ類果実	0.5	0.5			0.5	【オレンジ参照】
いちご	5	5	○			1.4,2.0(¥)
ブルーベリー	4	4			4.0	【<0.10~3.0(n=22)(米国)】
クランベリー	3	3			2.5	【0.29~0.83(n=7)(米国)】
ぶどう	1	1			1.0	【<0.10~0.560(n=6)(米国)】
その他の果実	1	1			1.0	【ぶどう参照】
ひまわりの種子	7	7			7.0	【0.59~5.8(n=7)(米国)】
なたね	0.5	0.5	○			0.09,0.15(¥)
くり	0.2	0.2			0.2	【アーモンド参照】
ペカン	0.2	0.2			0.2	【<0.20(n=6)(米国)】
アーモンド	0.2	0.2			0.2	【<0.20(n=7)(米国)】
くるみ	0.2	0.2			0.2	【<0.20(n=10)(米国)】
その他のナッツ類	0.2	0.2			0.2	【アーモンド参照】
その他のスパイス(根又は根茎に限る。)※2	4	4			4.0	【ばれいしょ参照】
その他のハーブ	10	10	○			3.67,4.61(¥)(はっか)
牛の筋肉	0.01	0.01				推:<0.004
豚の筋肉	0.01	0.01				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01				(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.01	0.01				(牛の筋肉参照)
豚の脂肪	0.01	0.01				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01				(牛の筋肉参照)
牛の肝臓	0.1	0.1				推:0.04
豚の肝臓	0.1	0.1				(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1				(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.1	0.1				推:0.04
豚の腎臓	0.1	0.1				(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1				(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.1	0.1				(牛の腎臓参照)
豚の食用部分	0.1	0.1				(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1				(牛の腎臓参照)
乳	0.03	0.03				推:0.016

食品名	基準値 案※1 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の筋肉 その他の家さんの筋肉	0.1 0.1	0.1 0.1				推:<0.068 (鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪 その他の家さんの脂肪	0.1 0.1	0.1 0.1				(鶏の筋肉参照) (鶏の筋肉参照)
鶏の肝臓 その他の家さんの肝臓	0.2 0.2	0.2 0.2				推:<0.086 (鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓 その他の家さんの腎臓	0.2 0.2	0.2 0.2				(鶏の肝臓参照) (鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分 その他の家さんの食用部分	0.2 0.2	0.2 0.2				(鶏の肝臓参照) (鶏の肝臓参照)
鶏の卵 その他の家さんの卵	0.3 0.3	0.3 0.3				推:0.20 (鶏の卵参照)
魚介類	0.2	0.2				推:0.14

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

推:推定される残留濃度であることを示す

※1)国内の分析は、セトキンジムを含む6化合物を変換した代謝物I及び3化合物を変換した代謝物Mを対象としている。
海外の規制対象は、セトキンジム及び2-シクロヘキセン-1-オン構造を有する代謝物であり、分析はセトキンジム及び代謝物を変換した変換物DME及び変換物OH-DMEを対象としている。

なお、海外の分析では、代謝物IはDMEに、代謝物MはOH-DMEに変換される。

※2)「その他のスパイス(根又は根茎に限る。)」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル、カンゾウの根及び根茎をいう。

答申（案）

セトキシジム

今回基準値を設定する「セトキシジム」の規制対象は、農産物にあつては、オキサゾール化及びスルホン化反応により代謝物I【6-[2-(エチルスルフォニル)プロピル]-4-オキソ-2-プロピル-4,5,6,7-テトラヒドロベンゾオキサゾール】に変換される化合物（セトキシジム、代謝物B【2-[1-(エトキシイミノ)ブチル]-5-[2-(エチルスルフィニル)プロピル]-3-ヒドロキシシクロヘキサ-2-エン-1-オン】、代謝物C【2-[1-(エトキシイミノ)ブチル]-5-[2-(エチルスルフォニル)プロピル]-3-ヒドロキシシクロヘキサ-2-エン-1-オン】、代謝物G【6-[2-(エチルチオ)プロピル]-4-オキソ-2-プロピル-4,5,6,7-テトラヒドロベンゾオキサゾール】、代謝物H【6-[2-(エチルスルフィニル)プロピル]-4-オキソ-2-プロピル-4,5,6,7-テトラヒドロベンゾオキサゾール】及び代謝物I）及びオキサゾール化及びスルホン化反応により代謝物M【6-[2-(エチルスルフォニル)プロピル]-4-オキソ-6-ヒドロキシ-2-プロピル-4,5,6,7-テトラヒドロベンゾオキサゾール】に変換される化合物（代謝物J【2-[1-(エトキシイミノ)ブチル]-5-[2-(エチルスルフィニル)プロピル]-3,5-ジヒドロキシシクロヘキサ-2-エン-1-オン】、代謝物K【2-[1-(エトキシイミノ)ブチル]-5-[2-(エチルスルフォニル)プロピル]-3,5-ジヒドロキシシクロヘキサ-2-エン-1-オン】及び代謝物M）とする。ただし、代謝物I及び代謝物Mはセトキシジムの濃度に換算するものとする。畜産物及び魚介類にあつては、オキサゾール化及びスルホン化反応により代謝物Iに変換される化合物（セトキシジム、代謝物B、代謝物C、代謝物G、代謝物H及び代謝物I）とする。

ただし、代謝物Iはセトキシジムの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.1
そば	20
その他の穀類 ^{注1)}	3
大豆	20
小豆類 ^{注2)}	25
えんどう	2
そら豆	25
らっかせい	25
その他の豆類 ^{注3)}	25
ばれいしょ	4
さといも類（やつがしらを含む。）	0.3
かんしょ	4
やまいも（長いもをいう。）	0.3
こんにゃくいも	0.3
てんさい	1

食品名	残留基準値 ppm
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	4
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10
かぶ類の根	4
かぶ類の葉	3
はくさい	1
キャベツ	2
ケール	10
こまつな	5
きょうな	3
チンゲンサイ	10
カリフラワー	2
ブロッコリー	10
その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	10
ごぼう	4
サルシフィー	4
チコリ	0.3
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	3
その他のきく科野菜 ^{注5)}	4
たまねぎ	0.8
ねぎ（リーキを含む。）	0.4
にんにく	2
にら	15
アスパラガス	2
その他のゆり科野菜 ^{注6)}	1
にんじん	4
パースニップ	4
セロリ	7
その他のせり科野菜 ^{注7)}	7
トマト	2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	2
すいか（果皮を含む。）	2
その他のうり科野菜 ^{注8)}	4
ほうれんそう	2
しょうが	0.5
未成熟えんどう	10
未成熟いんげん	15
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注9)}	5

食品名	残留基準値
	ppm
みかん（外果皮を含む。）	0.5
なつみかんの果実全体	0.5
レモン	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.5
グレープフルーツ	0.5
ライム	0.5
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	0.5
いちご	5
ブルーベリー	4
クランベリー	3
ぶどう	1
その他の果実 ^{注11)}	1
ひまわりの種子	7
なたね	0.5
くり	0.2
ペカン	0.2
アーモンド	0.2
くるみ	0.2
その他のナッツ類 ^{注12)}	0.2
その他のスパイス（根又は根茎に限る。） ^{注13)}	4
その他のハーブ ^{注14)}	10
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注15)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注16)}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.03

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉	0.1
その他の家きん ^{注17)} の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.1
その他の家きんの脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.2
その他の家きんの肝臓	0.2
鶏の腎臓	0.2
その他の家きんの腎臓	0.2
鶏の食用部分	0.2
その他の家きんの食用部分	0.2
鶏の卵	0.3
その他の家きんの卵	0.3
魚介類	0.2

- 注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注4) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注5) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注7) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注10) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注11) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注12) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注13) 「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガラシ、カンゾウの根をいう。
- 注14) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注15) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注16) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注17) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

農薬名 ピカルブトラゾクス

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01※1
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02		申			<0.01,<0.01,0.01
てんさい	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01※1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.08	0.08	○			0.01~0.04(n=6)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	15	15	○			2.19~5.85(n=6)
かぶ類の根	0.05		申			0.01,0.02,0.02
かぶ類の葉	15		申			2.32,2.66,6.20
はくさい	2	2	○			0.04~0.79(n=4)
キャベツ	3	3	○			0.05~1.17(n=6)
ケール	15	15	○			(こまつな参照)
こまつな	15	15	○			1.36,1.66,6.48
きょうな	10	10	○			2.72,3.36(¥)(みずな)
チンゲンサイ	15	15	○			(こまつな参照)
カリフラワー	2		申			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	2	2	○・申			0.24,0.74,0.92
その他のあぶらな科野菜	15	15	○			(こまつな参照)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	15	30	○			7.93,8.94(¥)(サラダ菜、リーフレタス)
たまねぎ	0.03	0.03	○・申			<0.01~0.02(n=6)
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○・申			0.20~1.47(n=6)
にんにく	0.03		申			(たまねぎ参照)
にら	3		申			(ねぎ(リーキを含む。))参照
アスパラガス	3		申			0.49,1.09(¥)
わけぎ	3		申			(ねぎ(リーキを含む。))参照
その他のゆり科野菜	3		申			(ねぎ(リーキを含む。))参照
みつば	10		申			2.65,5.38(¥)
トマト	2	2	○			0.21~0.60(n=6)(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○			0.23,0.29,0.48
なす	0.5	0.5	○			0.05~0.22(n=6)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.4	0.4	○・申			0.07~0.19(n=6)(きゅうり)、 0.06~0.24(n=6)(すいか)、 0.04,0.17,0.18(メロン)、 0.04,0.05,0.16(ズッキーニ)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4		申			(きゅうり(ガーキンを含む。))参照
しろりり	0.4		申			(きゅうり(ガーキンを含む。))参照
すいか(果皮を含む。)	0.4	0.4	○・申			(きゅうり(ガーキンを含む。))参照
メロン類果実(果皮を含む。)	0.4	0.5	○・申			(きゅうり(ガーキンを含む。))参照
まくわうり(果皮を含む。)	0.4		申			(きゅうり(ガーキンを含む。))参照
その他のうり科野菜	0.4		申			(きゅうり(ガーキンを含む。))参照
ほうれんそう	30	30	○			5.78~8.91(n=6)
しょうが	2	2	○			0.12~1.08(n=5)
みかん(外果皮を含む。)	2		申			0.18~1.11(n=6)
いちご	0.01		申			<0.01,<0.01,<0.01
その他のスパイス	10		申			1.22~5.92(n=6)(みかんの果皮)
その他のハーブ	15	15	○			1.68~7.67(n=4)(みょうが)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
はちみつ	0.05	0.05				※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

※1) 残留しないことが合理的に明らかであると考えられることから、定量限界値を基準値とすることとする。

※2) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和3年3月11日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

ピカルブトラゾクス

今回残留基準値を設定する「ピカルブトラゾクス」の規制対象は、ピカルブトラゾクス及び代謝物B【*tert*-ブチル(6-[[*E*)-(1-メチル-1*H*-5-テトラゾリル)(フェニル)メチレン]アミノオキシメチル]-2-ピリジル)カルバマート】とする。

ただし、代謝物Bはピカルブトラゾクスの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02
てんさい	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.08
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	15
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	15
はくさい	2
キャベツ	3
ケール	15
こまつな	15
きょうな	10
チンゲンサイ	15
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	15
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15
たまねぎ	0.03
ねぎ（リーキを含む。）	3
にんにく	0.03
にら	3
アスパラガス	3
わけぎ	3
その他のゆり科野菜 ^{注2)}	3
みつば	10
トマト	2
ピーマン	1
なす	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.4
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.4
しろうり	0.4
すいか（果皮を含む。）	0.4
メロン類果実（果皮を含む。）	0.4
まくわうり（果皮を含む。）	0.4
その他のうり科野菜 ^{注3)}	0.4

食品名	残留基準値 ppm
ほうれんそう	30
しょうが	2
みかん（外果皮を含む。）	2
いちご	0.01
その他のスパイス ^{注4)}	10
その他のハーブ ^{注5)}	15
はちみつ	0.05

注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注4) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注5) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05		申			<0.01,<0.01(¥)
小麦	0.5	0.5	○	0.5		
大麦		0.05				
とうもろこし	0.05	0.05	○	0.05		
大豆	0.3	0.3	○	0.3		
小豆類	0.3	0.3	○	0.3		
えんどう	0.3	0.3		0.3		
そら豆	0.3	0.3		0.3		
らっかせい	0.05	0.05			0.05 米国	【<0.05(n=3)(米国)】
その他の豆類	0.3	0.3		0.3		
ばれいしょ	0.05	0.05	○	0.05		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05		0.05		
かんしょ	0.05	0.05		0.05		
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05		0.05		
こんにゃくいも	0.05	0.05		0.05		
その他のいも類	0.05	0.05		0.05		
てんさい	0.2	0.2	○	0.05		0.009~0.057(n=4)
さとうきび	0.01	0.01			0.01 豪州	【<0.01(#)(豪州)】※
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05	0.05	○	0.05		
だいこん類(ラディッシュを含む。)	4	4	○	4		
かぶ類の根	0.05	0.05		0.05		
かぶ類の葉	4	4			4 米国	【米国からしな(0.07~2.01(n=8))】
西洋わさび	0.05	0.05		0.05		
はくさい	0.5	0.5	○	0.4		0.005,0.136(¥)
キャベツ	0.4	0.4	○	0.4		
芽キャベツ	0.4	0.4		0.4		
ケール	4	4			4 米国	【米国からしな参照】
こまつな	4	4			4 米国	【米国からしな参照】
きょうな	4	4			4 米国	【米国からしな参照】
チンゲンサイ	4	4			4 米国	【米国からしな参照】
カリフラワー	0.4	0.4		0.4		
ブロッコリー	0.4	0.4		0.4		
その他のあぶらな科野菜	4	4		0.4	4 米国	【米国からしな参照】
ごぼう	0.05	0.05		0.05		
サルシフィー	0.05	0.05		0.05		
アーティチョーク	1	0.2			1.0 米国	【0.38~0.81(n=4)(米国)】
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	3	3			3.0 米国	【0.03~0.77(n=4)(米国)】
その他のきく科野菜	0.05	0.05		0.05		
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	0.5	○			0.022,0.191(¥)(根深ねぎ)
にんじん	0.05	0.05		0.05		
パースニップ	0.05	0.05		0.05		
パセリ	3	3	○			0.81,1.26(¥)
その他のせり科野菜	0.05	0.05		0.05		
トマト	0.4	0.5	○	0.3		0.05,0.188(ミニトマト)、0.056,0.057(トマト)
ピーマン	0.5	0.5		0.5		
なす	0.5	0.5	○	0.3		0.142,0.165(¥)
その他のなす科野菜	0.5	0.5		0.5		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.041,0.104(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4	0.4			0.4 米国	【米国きゅうり<0.10~0.24(n=7)>】
しろり	0.4	0.4			0.4 米国	【米国きゅうり参照】
すいか(果皮を含む。)	0.3	0.3	○			0.02,0.03,0.06(¥)
メロン類果実(果皮を含む。)	0.3	0.3	○			0.06,0.07,0.13
まくわうり(果皮を含む。)	0.4	0.4			0.4 米国	【米国きゅうり参照】
その他のうり科野菜	0.4	0.4		0.05	0.4 米国	【米国きゅうり参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ほうれんそう	0.2	0.2			0.2 米国	【0.06,0.16(米国)】
しょうが	0.05	0.05		0.05		
未成熟えんどう	0.9	0.9		0.9		
未成熟いんげん	0.6	0.6			0.6 米国	【米国未成熟えんどう(0.17~0.49(n=6))】
えだまめ	0.6	0.6			0.6 米国	【米国未成熟えんどう参照】
その他の野菜	2	2	○	0.9		0.80,0.96(¥)(エンサイ)
みかん(外果皮を含む。)	2	2	○	0.05		0.273,0.541(¥)
なつみかんの果実全体	0.7	2	○	0.05		0.12,0.26(¥)
レモン	2	2	○	0.05		(かぼす、すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○	0.05		(みかん(外果皮を含む。))参照)
グレープフルーツ	0.7	2	○	0.05		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	2	○	0.05		(かぼす、すだち参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○	0.05		0.29(かぼす)、0.96(¥)(すだち)
りんご	0.4	0.4	○			0.086~0.164(n=6)
日本なし	0.5	0.5	○			0.09~0.194(n=4)
西洋なし	0.5	0.5	○			(日本なし参照)
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.9	2	○			0.20,0.26,0.43
もも(果皮及び種子を含む。)	0.7	0.7	○			0.113,0.228(¥)
ネクタリン	1	1	○			0.22,0.47(¥)
あんず(アブリコットを含む。)	1	1			1 豪州	【0.12~0.36(#)(n=4)(豪州)】※
すもも(プルーンを含む。)	0.5	0.5	○			0.05,0.11(¥)
うめ	1	1			1 豪州	【豪州あんず(アブリコットを含む。)参照】※
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○			0.49,0.80(¥)
いちご	0.3	1	○			0.058, 0.082(#)(¥)
ラズベリー	1	1		1		
ブラックベリー	1	1		1		
ブルーベリー	3	3		3		
ハuckleベリー	3	3		3		
その他のベリー類果実	1	1	○	1		
ぶどう	0.7	0.7	○	0.3		0.20,0.27(#)(¥)
かき	0.5	0.5	○			0.14~0.16(n=4)
バナナ	0.1	0.1		0.1		
キウイ(果皮を含む。)	1	1	○			0.412,0.418(¥)
パパイヤ	0.4	0.4			0.4 EU	【0.095~0.30(n=8)(EU)】
マンゴー	0.5	0.3			0.5 EU	【0.066~0.23(n=4)(EU)】
その他の果実	0.3	0.3	○			0.08,0.08(¥)(あけび)
綿実	0.5	0.5		0.5		
なたね	0.05	0.05		0.05		
ぎんなん	0.05	0.05		0.05		
くり	0.05	0.05		0.05		
ペカン	0.05	0.05		0.05		
アーモンド	0.05	0.05		0.05		
くるみ	0.05	0.05		0.05		
その他のナッツ類	0.05	0.05		0.05		
茶	30	30	○	30		
ホップ	20	20	○	20		
その他のスパイス	10	10	○	0.05		0.86,3.31(¥)(みかんの果皮)
その他のハーブ	4	4		4		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の筋肉	3	3				【牛の脂肪参照】
豚の筋肉	3	3				【豚の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	3	3				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪参照】
牛の脂肪	3	3		3		
豚の脂肪	3	3		3		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	3	3		3		
牛の肝臓	0.2	0.2		0.2		
豚の肝臓	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2		0.2		
牛の腎臓	0.2	0.2		0.2		
豚の腎臓	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2		0.2		
牛の食用部分	0.2	0.2		0.2		
豚の食用部分	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2		0.2		
乳	0.2	0.2		0.2		
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05	米国	【鶏の脂肪参照】
その他の家さんの筋肉	0.05	0.05		0.05	米国	【鶏の脂肪参照】
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05	米国	【推:<0.05(米国)】
その他の家さんの脂肪	0.05	0.05		0.05	米国	【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05	米国	【推:<0.05(米国)】
その他の家さんの肝臓	0.05	0.05		0.05	米国	【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05	米国	【鶏の肝臓参照】
その他の家さんの腎臓	0.05	0.05		0.05	米国	【鶏の肝臓参照】
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05	米国	【鶏の肝臓参照】
その他の家さんの食用部分	0.05	0.05		0.05	米国	【鶏の肝臓参照】
鶏の卵	0.01	0.01				【推:<0.01(米国)】
その他の家さんの卵	0.01	0.01				【鶏の卵参照】
小麦はい芽	1	1		1		
小麦ふすま	2	2		2		
とうがらし(乾燥させたもの)	5	5		5		

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

推:推定される残留濃度であることを示す

※) 現行の基準値は当時の豪州の基準値を参照して設定したものであり、現在も豪州において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。なお、豪州におけるさとうきびの基準値は、0.7 ppmに変更されている。

答申（案）

ビフェントリン

今回残留基準値を設定する「ビフェントリン」の規制対象は、ビフェントリンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.05
小麦	0.5
とうもろこし	0.05
大豆	0.3
小豆類 ^{注1)}	0.3
えんどう	0.3
そら豆	0.3
らっかせい	0.05
その他の豆類 ^{注2)}	0.3
ばれいしょ	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05
かんしょ	0.05
やまいも（長いもをいう。）	0.05
こんにやくいも	0.05
その他のいも類 ^{注3)}	0.05
てんさい	0.2
さとうきび	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	4
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	4
西洋わさび	0.05
はくさい	0.5
キャベツ	0.4
芽キャベツ	0.4
ケール	4
こまつな	4
きょうな	4
チンゲンサイ	4
カリフラワー	0.4
ブロッコリー	0.4
その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	4
ごぼう	0.05
サルシフィー	0.05
アーティチョーク	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	3
その他のきく科野菜 ^{注5)}	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.5

食品名	残留基準値
	ppm
にんじん	0.05
パースニップ	0.05
パセリ	3
その他のせり科野菜 ^{注6)}	0.05
トマト	0.4
ピーマン	0.5
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^{注7)}	0.5
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.4
しろうり	0.4
すいか (果皮を含む。)	0.3
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.3
まくわうり (果皮を含む。)	0.4
その他のうり科野菜 ^{注8)}	0.4
ほうれんそう	0.2
しょうが	0.05
未成熟えんどう	0.9
未成熟いんげん	0.6
えだまめ	0.6
その他の野菜 ^{注9)}	2
みかん (外果皮を含む。)	2
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	0.7
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	2
りんご	0.4
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.9
もも (果皮及び種子を含む。)	0.7
ネクタリン	1
あんず (アプリコットを含む。)	1
すもも (プルーンを含む。)	0.5
うめ	1
おうとう (チェリーを含む。)	2
いちご	0.3
ラズベリー	1
ブラックベリー	1
ブルーベリー	3
ハックルベリー	3
その他のベリー類果実 ^{注11)}	1

食品名	残留基準値
	ppm
ぶどう	0.7
かき	0.5
バナナ	0.1
キウイー (果皮を含む。)	1
パパイヤ	0.4
マンゴー	0.5
その他の果実 ^{注12)}	0.3
綿実	0.5
なたね	0.05
ぎんなん	0.05
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類 ^{注13)}	0.05
茶	30
ホップ	20
その他のスパイス ^{注14)}	10
その他のハーブ ^{注15)}	4
牛の筋肉	3
豚の筋肉	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注16)} の筋肉	3
牛の脂肪	3
豚の脂肪	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	3
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注17)}	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.2

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注18)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
小麦はい芽	1
小麦ふすま	2
とうがらし (乾燥させたもの)	5

- 注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注3) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- 注4) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注5) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注7) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注10) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注11) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注12) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注13) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注14) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注15) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注16) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注17) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注18) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○			0.03,0.03(¥)
小麦	0.7	0.7	○			0.18,0.22(¥)
大豆	0.7	0.7	○			0.04,0.24(¥)
小豆類	2	2	○			0.23,0.69(¥)(いんげんまめ)
えんどう	2	2	○			(いんげんまめ参照)
そら豆	2	2	○			(いんげんまめ参照)
その他の豆類	2	2	○			(いんげんまめ参照)
はくさい	10	10	○			1.24,3.81(¥)
キャベツ	2	2	○			0.03,0.73(¥)
カリフラワー	3		申			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	3	2	○・申			0.58,0.92,1.16
その他のあぶらな科野菜	3		申			(ブロッコリー参照)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	40	30	○			0.85,13.87(リーフレタス)、 4.64(サラダ菜)
その他のきく科野菜	5	5	○			1.58,1.99(¥)(くさちしや)
たまねぎ	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.08,0.81(¥)
にんにく	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)
にら	10	10	○			3.63,5.98(¥)
アスパラガス	0.5	0.5	○			0.08,0.17(¥)
にんじん	0.6	0.6	○			0.05~0.28(n=4)
トマト	3	3	○			0.46,1.32(¥)(ミニトマト)
ピーマン	2	2	○			0.38,0.49,0.80
なす	2	2	○			0.47,0.80(¥)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.13,0.33(¥)
すいか(果皮を含む。)	0.3	0.3	○			0.06,0.07(¥)
メロン類果実(果皮を含む。)	2	2	○			0.49,0.51(¥)
オクラ	2	2	○			0.29,0.53(¥)
未成熟えんどう	5	5	○			0.24,2.04(¥)(さやえんどう)
未成熟いんげん	2	2	○			0.88,1.00(¥)(さやいんげん)
えだまめ	2	2	○			0.88,0.99(¥)
その他の野菜	5	5	○			(さやえんどう参照)
みかん(外果皮を含む。)	5	5	○			2.12,2.79(¥)
なつみかんの果実全体	5	5	○			0.22~2.44(n=4)
レモン	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	2	2	○			0.15,0.79(¥)
日本なし	3	3	○			0.43,1.05(¥)
西洋なし	3	3	○			(日本なし参照)
もも(果皮及び種子を含む。)	3	3	○			0.95,1.11(¥)
ネクタリン	2	2	○			0.70,0.80(¥)
あんず(アプリコットを含む。)	2	2	○			0.76,0.89(¥)
すもも(ブルーンを含む。)	5	5	○			(うめ参照)
うめ	5	5	○			1.34,1.73(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	10	10	○			2.43,3.42(¥)
いちご	8	8	○			0.40~3.26(n=4)
ぶどう	4	4	○			0.40~2.16(n=5)
かき	1	1	○			0.19,0.45(¥)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
キウイー	0.2	0.2	○			0.03,0.04(¥)
茶	40	40	○			22.16,28.72(¥)(荒茶)
その他のスパイス	20	20	○			10.51,11.91(¥)(みかん果皮)
牛の筋肉	0.01		申			推:<0.01
豚の筋肉	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01		申			(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.01		申			推:<0.01
豚の脂肪	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01		申			(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.01		申			推:<0.01
豚の肝臓	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01		申			(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01		申			推:<0.01
豚の腎臓	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01		申			(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.01		申			(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.01		申			(豚の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01		申			(牛の肝臓参照)
乳	0.01		申			推:<0.01
魚介類	0.04	0.04				推:0.04

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

推:推定される残留濃度であることを示す

答申（案）

ピリベンカルブ

今回残留基準値を設定する「ピリベンカルブ」の規制対象は、農産物にあつてはピリベンカルブ及び代謝物B【メチル[2-クロロ-5-[(Z)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバメート】とし、畜産物及び魚介類にあつてはピリベンカルブのみとする。

ただし、代謝物Bはピリベンカルブの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.2
小麦	0.7
大豆	0.7
小豆類 ^{注1)}	2
えんどう	2
そら豆	2
その他の豆類 ^{注2)}	2
はくさい	10
キャベツ	2
カリフラワー	3
ブロッコリー	3
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	3
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	40
その他のきく科野菜 ^{注4)}	5
たまねぎ	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.1
にら	10
アスパラガス	0.5
にんじん	0.6
トマト	3
ピーマン	2
なす	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
すいか（果皮を含む。）	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	2
オクラ	2
未成熟えんどう	5
未成熟いんげん	2
えだまめ	2
その他の野菜 ^{注5)}	5
みかん（外果皮を含む。）	5
なつみかんの果実全体	5

食品名	残留基準値 ppm
レモン	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	5
りんご	2
日本なし	3
西洋なし	3
もも（果皮及び種子を含む。）	3
ネクタリン	2
あんず（アプリコットを含む。）	2
すもも（プルーンを含む。）	5
うめ	5
おうとう（チェリーを含む。）	10
いちご	8
ぶどう	4
かき	1
キウイー	0.2
茶	40
その他のスパイス ^{注7)}	20
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注8)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注9)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
魚介類	0.04

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注8) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注9) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

農薬名 フルトラニル

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	4	2	○・申	2		0.68~1.72(#)(n=6)
小麦	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(#)(¥)
とうもろこし	0.05		申			<0.01, <0.01(¥)(未成熟とうもろこし)
大豆	0.01	0.5	○			*
小豆類	0.01		○			*
えんどう	0.01		○			*
そら豆	0.01		○			*
らっかせい	0.5	0.5			0.5 米国 ^{注)}	【<0.05~0.24(#)(n=10)(米国)】
その他の豆類	0.01		○			*
ばれいしょ	0.2	0.2	○		0.20 米国 ^{注)}	【0.05~0.11(#)(n=14)(米国)】
こんにゃくいも	0.02	0.2	○			<0.005, <0.005(#)(¥)
てんさい	0.7	0.2	○・申			0.08, 0.27(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.01		○			*
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.07		○	0.07		
かぶ類の根	0.01		○			*
かぶ類の葉	0.07	0.07		0.07		
西洋わさび	0.01		○			*
クレソン	0.01		○			*
はくさい	0.07	0.07		0.07		
キャベツ	0.5	2	○・申			<0.01~0.28(n=7)
芽キャベツ	0.07	0.07		0.07		
ケール	0.07	0.07		0.07		
こまつな	0.07	0.07		0.07		
きょうな	0.07	0.07		0.07		
チンゲンサイ	0.07	0.07		0.07		
カリフラワー	0.05	0.05		0.05		
ブロッコリー	0.05	0.05		0.05		
その他のあぶらな科野菜	10	10	○	0.05		3.41, 4.26(¥)(畑わさび(根及び根茎部))
ごぼう	0.01		○			*
サルシフィー	0.01		○			*
アーティチョーク	0.01		○			*
チコリ	0.01		○			*
エンダイブ	0.01		○			*
しゅんぎく	0.01		○			*
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	60	3	○・申			24.6, 43.4(¥)(リーフレタス、サラダ菜)
その他のきく科野菜	2	2	○			0.36, 0.71(¥)(ふき)
たまねぎ	0.01		○			*
ねぎ(リーキを含む。)	3	1	○・申			0.02~1.24(n=6)
にら	20		申			0.04~8.52(n=4)(にら(茎葉))
アスパラガス	0.01		○			*
わけぎ	0.01		○			*
その他のゆり科野菜	5	5	○			1.84, 2.07(¥)(にら(花茎))
にんじん	0.01		○			*
パースニップ	0.01		○			*
パセリ	0.01		○			*
セロリ	0.01		○			*
みつば	2	2	○			0.12, 0.46, 0.76
その他のせり科野菜	0.01		○			*
トマト	0.01	0.03	○			<0.005, <0.01, <0.01
ピーマン	0.01	0.7	○			*
なす	0.01		○			*
その他のなす科野菜	0.1	0.1	○			<0.01, 0.02(¥)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.01		○			*
しろうり	0.01		○			*
すいか(果皮を含む。)	0.01		○			*
メロン類果実(果皮を含む。)	0.01		○			*
まくわうり(果皮を含む。)	0.01		○			*
その他のうり科野菜	0.01		○			*

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう	2	2	○			0.569,0.834(¥)
オクラ	0.01		○			*
しょうが	5	5	○・申			0.28,2.4(¥)(業しょうが)
未成熟えんどう	0.01		○			*
未成熟いんげん	0.01		○			*
えだまめ	0.01	2	○			*
その他の野菜	1	1	○			【0.27,0.32(¥)(高麗人参)(韓国)】
いちご		3				
その他のハーブ	10	10	○	0.07		1.09,3.30(¥)(畑わさび(葉))
牛の筋肉	0.05	0.05	申	0.05		推:0.007
豚の筋肉	0.05	0.05	申	0.05		推:0.001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05	申	0.05		(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.05	0.1	申	0.05		推:0.031
豚の脂肪	0.05	0.1	申	0.05		推:0.006
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.1	申	0.05		(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.5	0.5	申	0.5		推:0.238
豚の肝臓	0.5	0.5	申	0.5		推:0.044
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5	申	0.5		(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	1	0.5	申	0.5		推:0.938
豚の腎臓	0.5	0.5	申	0.5		推:0.161
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	0.5	申	0.5		(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	1	0.5	申	0.5		(牛の腎臓参照)
豚の食用部分	0.5	0.5	申	0.5		(豚の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	0.5	申	0.5		(牛の腎臓参照)
乳	0.05	0.05	申	0.05		推:0.041
鶏の筋肉	0.05	0.05	申	0.05		推:0.030
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05	申	0.05		(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.05	0.05	申	0.05		推:0.041
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05	申	0.05		(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.1	0.05	申	0.05		推:0.089
その他の家きんの肝臓	0.1	0.05	申	0.05		(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.1	0.05	申	0.05		(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.1	0.05	申	0.05		(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.1	0.05	申	0.05		(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.1	0.05	申	0.05		(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.06	0.05	申	0.05		推:0.059
その他の家きんの卵	0.06	0.05	申	0.05		(鶏の卵参照)
魚介類	2	2				推:1.431
はちみつ	0.05	0.05				※
米ぬか	10	10		10		

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

推:推定される残留濃度であることを示す

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

*) 残留しないことが合理的に明らかで、国内で農薬登録されている場合については、作物残留試験が実施されていなくても、残留基準として一律基準と同じ規制値0.01 ppmを設定することとする。(未成熟とうもろこし、はくさい及びキャベツの種子粉衣の作残試験から、残留濃度は極めて低いと推定されることから野菜類、豆類における種子粉衣の使用として0.01ppmを設定する。)

※)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和3年3月11日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

注)米国における農産物の基準値は加水分解して代謝物Kに変換された代謝物をフルトラニルに換算したものの総和の濃度で示されている。

答申（案）

フルトラニル

今回残留基準値を設定する「フルトラニル」の規制対象は、農産物及び魚介類にあつてはフルトラニルのみとし、畜産物にあつてはフルトラニル及び加水分解により代謝物K【 α , α -トリフルオロ-*o*-トルイル酸】に変換される代謝物とする。
ただし、代謝物Kはフルトラニルの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	4
小麦	0.05
とうもろこし	0.05
大豆	0.01
小豆類 ^{注1)}	0.01
えんどう	0.01
そら豆	0.01
らっかせい	0.5
その他の豆類 ^{注2)}	0.01
ばれいしょ	0.2
こんにゃくいも	0.02
てんさい	0.7
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.07
かぶ類の根	0.01
かぶ類の葉	0.07
西洋わさび	0.01
クレソン	0.01
はくさい	0.07
キャベツ	0.5
芽キャベツ	0.07
ケール	0.07
こまつな	0.07
きょうな	0.07
チンゲンサイ	0.07
カリフラワー	0.05
ブロッコリー	0.05
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	10
ごぼう	0.01
サルシフィー	0.01
アーティチョーク	0.01
チコリ	0.01
エンダイブ	0.01
しゅんぎく	0.01
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	60
その他のきく科野菜 ^{注4)}	2

食品名	残留基準値 ppm
たまねぎ	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	3
にら	20
アスパラガス	0.01
わけぎ	0.01
その他のゆり科野菜 ^{注5)}	5
にんじん	0.01
パースニップ	0.01
パセリ	0.01
セロリ	0.01
みつば	2
その他のせり科野菜 ^{注6)}	0.01
トマト	0.01
ピーマン	0.01
なす	0.01
その他のなす科野菜 ^{注7)}	0.1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.05
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.01
しろうり	0.01
すいか（果皮を含む。）	0.01
メロン類果実（果皮を含む。）	0.01
まくわうり（果皮を含む。）	0.01
その他のうり科野菜 ^{注8)}	0.01
ほうれんそう	2
オクラ	0.01
しょうが	5
未成熟えんどう	0.01
未成熟いんげん	0.01
えだまめ	0.01
その他の野菜 ^{注9)}	1
その他のハーブ ^{注10)}	10
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注11)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5

食品名	残留基準値 ppm
牛の腎臓	1
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1
牛の食用部分 ^{注12)}	1
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1
乳	0.05
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注13)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.06
その他の家きんの卵	0.06
魚介類	2
はちみつ	0.05
米ぬか	10

- 注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注7) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注11) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注12) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注13) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

農薬名 フルピラジフロン

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
小麦	3	3		3		
大麦	3	3		3		
ライ麦	3	3		3		
とうもろこし	0.05	0.05		0.05		
そば	3	3		3		
その他の穀類	3	3		3		
大豆	2	2		1.5		
小豆類	3	3		3		
えんどう	3	3		3		
そら豆	3	3		0.4	3.0 米国	【<0.01~0.243(n=9)(いんげんまめ)、0.017~1.33(n=10)(えんどう)(米国)】
らっかせい	0.04	0.04		0.04		
その他の豆類	3	3		3		
ばれいしょ	0.05	0.05		0.05		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.7	0.05	IT	0.7		
かんしょ	0.05	0.05		0.05		
やまいも(長いもをいう。)	0.7	0.05	IT	0.7		
こんにやくいも	0.7		IT	0.7		
その他のいも類	0.7	0.05	IT	0.7		
てんさい	0.7		IT	0.7		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.7	0.9	IT	0.7		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		40				
かぶ類の根	0.7	0.9	IT	0.7		
かぶ類の葉		40				
西洋わさび	0.7	0.9	IT	0.7		
はくさい	6	6			6 米国	【米国キャベツ(0.077~0.833(n=10))、カリフラワー(0.022~2.43(n=6))、ブロッコリー(0.370~1.92(n=4))】
キャベツ	6	6		1.5	6 米国	【米国キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー参照】
芽キャベツ	6	6			6 米国	【米国キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー参照】
ケール	40	40			40 米国	【米国からし菜(6.08~24.3(n=8))】
チンゲンサイ		40				
カリフラワー	6	6		6		
ブロッコリー	6	6			6 米国	【米国キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー参照】
その他のあぶらな科野菜	0.7	40		0.7		
ごぼう	0.7	0.9	IT	0.7		
サルシフィー	0.7	0.9	IT	0.7		
エンダイブ	30	30			30 米国	【米国リーフレタス、レタス、ほうれんそう参照】
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	30	30		4	30 米国	【米国リーフレタス(0.872~7.28(n=9))、レタス(0.306~2.31(n=8))、ほうれんそう(1.99~17.4(n=9))】
その他のきく科野菜	0.7		IT	0.7		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm		
たまねぎ	0.09	0.09		0.01	0.09	米国	【<0.01~0.052(#)(n=12)(米国)】 【0.144~1.14(#)(n=5)(米国)】 【米国たまねぎ参照】 【米国ねぎ参照】
ねぎ(リーキを含む。)	3	3		0.01	3.0	米国	
にんにく	0.09	0.09		0.01	0.09	米国	
にら	3	3		0.01	3.0	米国	
その他のゆり科野菜	0.01			0.01			
にんじん	0.7	0.9	IT	0.7			【米国リーフレタス、レタス、ほうれんそう参照】 【0.221~5.98(n=10)(米国)】
パースニップ	0.7	0.9	IT	0.7			
パセリ	30	30			30	米国	
セロリ	9	9			9	米国	
その他のせり科野菜	0.7		IT	0.7			
トマト	2	2		1	1.5	米国	【米国トマト(0.057~0.729(n=19))、 ピーマン(0.030~0.474(n=10))、 とうがらし(0.073~0.851(n=6))】 【米国トマト、ピーマン、とうがらし 参照】 【米国トマト、ピーマン、とうがらし 参照】 【米国トマト、ピーマン、とうがらし 参照】
ピーマン	2	2		0.9	1.5	米国	
なす	2	2			1.5	米国	
その他のなす科野菜	2	2		0.9	1.5	米国	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.4	0.4		0.4	0.40	米国	【米国きゅうり(0.038~ 0.225(n=9))、メロン(0.061~ 0.186(n=5))、サマースカッシュ (0.032~0.100(n=8))】 【米国きゅうり、メロン、サマース カッシュ参照】 【米国きゅうり、メロン、サマース カッシュ参照】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4	0.4		0.2	0.40	米国	
しろり	0.4			0.4			
すいか		0.03					
すいか(果皮を含む。)	0.4				0.40	米国	
メロン類果実		0.03					
メロン類果実(果皮を含む。)	0.4			0.4			
まくわり		0.03					
まくわり(果皮を含む。)	0.4			0.4			
その他のうり科野菜	0.7	0.4	IT	0.7			
ほうれんそう		30					【米国トマト、ピーマン、とうがらし 参照】
オクラ	2	2		0.9	1.5	米国	
しょうが	0.05	0.05			0.05	米国	【米国ばれいしょ(<0.01~ 0.037(n=26))】
未成熟えんどう	3	3		3			【米国さやいんげん(0.012~ 0.808(n=8))、さやえんどう(0.576~ 1.20(n=6))】
未成熟いんげん	3	3		1.5	3.0	米国	
えだまめ	3	3		0.2	3.0	米国	【米国未成熟いんげん参照】
その他の野菜	0.7		IT	0.7			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm		
みかん(外果皮を含む。) なつみかんの果実全体	2 3	3		1.5 0.7	3.0	米国	【米国オレンジ(0.020～2.08(n=24))、レモン(0.037～0.713(n=16))、グレープフルーツ(0.062～0.287(n=12))、マンダリンオレンジ(0.025～0.898(n=16))】 【米国オレンジ、レモン、グレープフルーツ、マンダリンオレンジ参照】 【米国オレンジ、レモン、グレープフルーツ、マンダリンオレンジ参照】
レモン	3	3		1.5	3.0	米国	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ	4 3	3	IT	4 0.7	3.0	米国	
ライム	3	3		1.5	3.0	米国	
その他のかんきつ類果実	4	3	IT	4			
りんご	0.9	0.7	IT	0.9			
日本なし 西洋なし マルメロ びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.9 0.9 0.9 0.9	0.7	IT	0.9			
もも(果皮及び種子を含む。) ネクタリン あんず(アプrikotを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	2 2 2 0.4 2 2		IT	1.5 1.5 1.5 0.4 1.5 2			
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー ハックルベリー その他のベリー類果実	2 6 6 4 4 6	2	IT	1.5 6 6 4 4 6			
ぶどう かき	3 0.9	3		3 0.9			
バナナ パパイヤ アボカド パイナップル マンゴー なつめやし その他の果実	0.6 0.6 0.6 0.3 0.6 8 5		IT	0.60 0.6 0.3 0.60 8 0.9	0.60 0.60 0.3 0.60 8 5	米国 米国 米国 米国 米国 EU	【米国アボカド(0.024～0.236(n=4))、ざくろ(0.100～0.180(n=4))】 【米国アボカド、ざくろ参照】 【0.046～0.155(n=4)(米国)】 【米国アボカド、ざくろ参照】 【1.74～3.23(n=5)米国】 【EUオリーブ(0.186～3.21(n=8))】
ひまわりの種子 ごまの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード	0.7 3 0.7 0.8 0.3 0.7	0.8	IT	0.7 3 0.7 0.8 0.3 0.7	0.7 3 0.7 0.8 0.3 0.7	米国 米国 米国 EU 米国	【0.014～0.444(n=10)(米国)】 【0.100～1.08(n=4)(米国)】 【米国ひまわりの種子参照】 【0.027～0.237(n=8)(EU)】 【米国ひまわりの種子参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm		
ぎんなん	0.02	0.02			0.02	米国	【米国アーモンド、ペカン参照】
くり	0.02	0.02			0.02	米国	【米国アーモンド、ペカン参照】
ペカン	0.02	0.02		0.01	0.02	米国	【<0.010~0.012(n=10)(米国)】
アーモンド	0.02	0.02			0.02	米国	【<0.010~0.014(n=10)(米国)】
その他のナッツ類	0.02	0.02			0.02	米国	【米国アーモンド、ペカン参照】
コーヒード	2	2		0.9	1.5	米国	【0.065~0.552(♯)(n=4)(米国)】
カカオ豆(外皮を含む。)	0.01		IT	0.01			
ホップ	10	10		10			
その他のスパイス	0.3		IT		0.3	EU	【EUなたね参照】
その他のハーブ	0.7		IT	0.7			
牛の筋肉	2	0.3	IT	1.5			
豚の筋肉	2	0.01	IT	1.5			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	2	0.3	IT	1.5			
牛の脂肪	1	0.2	IT	1			
豚の脂肪	1	0.01	IT	1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1	0.2	IT	1			
牛の肝臓	4	1	IT	4			
豚の肝臓	4	0.04	IT	4			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	4	1	IT	4			
牛の腎臓	4	1	IT	4			
豚の腎臓	4	0.04	IT	4			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4	1	IT	4			
牛の食用部分	4	1	IT	4			
豚の食用部分	4	0.04	IT	4			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	4	1	IT	4			
乳	0.7	0.2	IT	0.7			
鶏の筋肉	0.8		IT	0.8			
その他の家さんの筋肉	0.8		IT	0.8			
鶏の脂肪	0.3		IT	0.3			
その他の家さんの脂肪	0.3		IT	0.3			
鶏の肝臓	1		IT	1			
その他の家さんの肝臓	1		IT	1			
鶏の腎臓	1		IT	1			
その他の家さんの腎臓	1		IT	1			
鶏の食用部分	1		IT	1			
その他の家さんの食用部分	1		IT	1			
鶏の卵	0.7	0.01	IT	0.7			
その他の家さんの卵	0.7	0.01	IT	0.7			

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうがらし(乾燥させたもの)	/	/		9	/	※
すもも(乾燥させたもの)	3	/		3	/	
干しぶどう	/	/		8	/	※

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線: 食品区分を削除したもの、または、※のとおり、基準値を設定しないもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

※) 加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」及び「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRIは「とうがらし(乾燥させたもの)」の加工係数を10、「干しぶどう」の加工係数を2.5と算出している。

答申（案）

フルピラジフロン

今回残留基準値を設定する「フルピラジフロン」の規制対象は、農産物にあつてはフルピラジフロンのみとし、畜産物にあつてはフルピラジフロン及び代謝物M33【ジフルオロ酢酸】とする。ただし、代謝物M33はフルピラジフロンの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.05
小麦	3
大麦	3
ライ麦	3
とうもろこし	0.05
そば	3
その他の穀類 ^{注1)}	3
大豆	2
小豆類 ^{注2)}	3
えんどう	3
そら豆	3
らっかせい	0.04
その他の豆類 ^{注3)}	3
ばれいしょ	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.7
かんしょ	0.05
やまいも（長いもをいう。）	0.7
こんにやくいも	0.7
その他のいも類 ^{注4)}	0.7
てんさい	0.7
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.7
かぶ類の根	0.7
西洋わさび	0.7
はくさい	6
キャベツ	6
芽キャベツ	6
ケール	40
カリフラワー	6
ブロッコリー	6
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	0.7

食品名	残留基準値 ppm
ごぼう	0.7
サルシフィー	0.7
エンダイブ	30
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	30
その他のきく科野菜 ^{注6)}	0.7
たまねぎ	0.09
ねぎ（リーキを含む。）	3
にんにく	0.09
にら	3
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	0.01
にんじん	0.7
パースニップ	0.7
パセリ	30
セロリ	9
その他のせり科野菜 ^{注8)}	0.7
トマト	2
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注9)}	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.4
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.4
しろうり	0.4
すいか（果皮を含む。）	0.4
メロン類果実（果皮を含む。）	0.4
まくわうり（果皮を含む。）	0.4
その他のうり科野菜 ^{注10)}	0.7
オクラ	2
しょうが	0.05
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	3
えだまめ	3
その他の野菜 ^{注11)}	0.7
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	3
レモン	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	4
グレープフルーツ	3
ライム	3
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	4

食品名	残留基準値 ppm
りんご	0.9
日本なし	0.9
西洋なし	0.9
マルメロ	0.9
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.9
もも（果皮及び種子を含む。）	2
ネクタリン	2
あんず（アプリコットを含む。）	2
すもも（プルーンを含む。）	0.4
うめ	2
おうとう（チェリーを含む。）	2
いちご	2
ラズベリー	6
ブラックベリー	6
ブルーベリー	4
ハックルベリー	4
その他のベリー類果実 ^{注13)}	6
ぶどう	3
かき	0.9
バナナ	0.6
パパイヤ	0.6
アボカド	0.6
パイナップル	0.3
マンゴー	0.6
なつめやし	8
その他の果実 ^{注14)}	5
ひまわりの種子	0.7
ごまの種子	3
べにばなの種子	0.7
綿実	0.8
なたね	0.3
その他のオイルシード ^{注15)}	0.7
ぎんなん	0.02
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
その他のナッツ類 ^{注16)}	0.02
コーヒー豆	2
カカオ豆（外皮を含む。）	0.01
ホップ	10

食品名	残留基準値 ppm
その他のスパイス ^{注17)}	0.3
その他のハーブ ^{注18)}	0.7
牛の筋肉	2
豚の筋肉	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉	2
牛の脂肪	1
豚の脂肪	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1
牛の肝臓	4
豚の肝臓	4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	4
牛の腎臓	4
豚の腎臓	4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4
牛の食用部分 ^{注20)}	4
豚の食用部分	4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	4
乳	0.7
鶏の筋肉	0.8
その他の家きん ^{注21)} の筋肉	0.8
鶏の脂肪	0.3
その他の家きんの脂肪	0.3
鶏の肝臓	1
その他の家きんの肝臓	1
鶏の腎臓	1
その他の家きんの腎臓	1
鶏の食用部分	1
その他の家きんの食用部分	1
鶏の卵	0.7
その他の家きんの卵	0.7
すもも (乾燥させたもの)	3

- 注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- 注5) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注7) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注8) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注9) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注10) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注11) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注12) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注13) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注14) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注15) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- 注16) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注17) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注18) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注19) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注20) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注21) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

答申（案）

メタアルデヒド

今回残留基準値を設定する「メタアルデヒド」の規制対象は、メタアルデヒドのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	1
小麦	0.2
とうもろこし	0.2
はくさい	0.4
キャベツ	3
ケール	0.8
こまつな	0.8
きょうな	0.8
チンゲンサイ	0.8
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	0.8
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	3
その他のきく科野菜 ^{注2)}	1
アスパラガス	1
セロリ	0.6
その他の野菜 ^{注3)}	1
みかん（外果皮を含む。）	0.3
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	0.7
いちご	0.7
なたね	0.2
その他のスパイス ^{注5)}	0.7
その他のハーブ ^{注6)}	0.8
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注7)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02

食品名	残留基準値 ppm
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分 ^{注8)}	0.02
鶏の卵	0.03
その他の家きんの卵	0.03
魚介類	0.02

注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注5) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注6) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注7) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注8) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なす	0.9		IT		0.9 米国	【米国チェリートマト、トマト、ピーマン、トウガラシ参照】
その他のなす科野菜	0.9		IT		0.9 米国	【米国チェリートマト、トマト、ピーマン、トウガラシ参照】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2		IT		0.2 米国	【米国きゅうり(0.012~0.096(n=9))、スカッシュ(<0.01~0.088(n=8))】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2		IT		0.2 米国	【米国きゅうり、スカッシュ参照】
しろうり	0.5		IT		0.5 米国	【米国マスクメロン(0.104~0.217(n=8))】
すいか(果皮を含む。)	0.5		IT		0.5 米国	【米国マスクメロン参照】
メロン類果実(果皮を含む。)	0.5		IT		0.5 米国	【米国マスクメロン参照】
まくわうり(果皮を含む。)	0.5		IT		0.5 米国	【米国マスクメロン参照】
その他のうり科野菜	0.2	0.04	IT		0.2 米国	【米国きゅうり、スカッシュ参照】
ほうれんそう	30		IT		30 米国	【米国非結球レタス、ほうれんそう、マスタードグリーン参照】
オクラ	0.9		IT		0.9 米国	【米国トマト、ピーマン、トウガラシ参照】
しょうが	0.04	0.04			0.04 米国	【米国ばれいしょ参照】
未成熟えんどう	0.2	0.2			0.15 米国	【米国いんげん類、えんどう類参照】
未成熟いんげん	0.2	0.2			0.15 米国	【米国いんげん類、えんどう類参照】
えだまめ	0.2	0.2			0.15 米国	【米国いんげん類、えんどう類参照】
その他の野菜	30	1	IT		30 米国	【米国非結球レタス、ほうれんそう、マスタードグリーン参照】
みかん(外果皮を含む。)	0.6	0.6			0.6 米国	【米国オレンジ参照】
なつみかんの果実全体	0.5	0.5			0.5 米国	【米国グレープフルーツ参照】
レモン	1	1			1 米国	【0.17~0.6(n=12)(米国)】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.6	0.6			0.6 米国	【0.13~0.46(n=24)(米国)】
グレープフルーツ	0.5	0.5			0.5 米国	【0.07~0.24(n=12)(米国)】
ライム	1	1			1 米国	【米国レモン参照】
その他のかんきつ類果実	1	1			1 米国	【米国レモン参照】
りんご	2	2	申		1.5 米国	【米国りんご(<0.01~0.55(n=30))、なし(<0.01~0.92(n=18))】
日本なし	2	2	申		1.5 米国	【米国りんご、なし参照】
西洋なし	2	2	申		1.5 米国	【米国りんご、なし参照】
マルメロ	2	2			1.5 米国	【米国りんご、なし参照】
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	2	2			1.5 米国	【米国りんご、なし参照】
もも(果皮及び種子を含む。)	2	2	申		1.5 米国	【0.22~1.34(n=26)(米国)】
ネクタリン	2	2	申		1.5 米国	【米国もも参照】
あんず(アブリコットを含む。)	2	2			2 米国	【米国すもも参照】
すもも(プルーンを含む。)	2	2			2 米国	【<0.01~0.98(n=20)(米国)】
うめ	2	2	申			0.324,0.558,0.765(#)
おうとう(チェリーを含む。)	4	4	申		4 米国	【米国おうとう(0.45~1.08(n=8))、タルトチェリー(0.03~2.25(n=8))】
いちご	2		IT		2 米国	【<0.01~1.05(n=11)(米国)】
ラズベリー	3		IT		3 米国	【米国ブラックベリー参照】
ブラックベリー	3		IT		3 米国	【0.25~1.32(n=6)(米国)】
ブルーベリー	5		IT		5 米国	【0.06~3.16(n=9)(米国)】
クランベリー	5		IT		5 米国	【米国ブルーベリー参照】
ハuckleベリー	5		IT		5 米国	【米国ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	5	2	IT		5 米国	【米国ブルーベリー参照】
ぶどう	3	2	申			0.574,1.24(#)(大粒ぶどう) 0.802,1.5(#)(小粒ぶどう)
かき		2				
バナナ	2		IT		1.5 米国	【0.026~0.74(n=10)(#)(袋なし)(ブラジル、コロンビア、エクアドル)】
パッションフルーツ	2	2			1.5 米国	【米国ぶどう(0.11~1.07(n=26))】
その他の果実	2	2			1.5 米国	【米国ぶどう参照】
ひまわりの種子	0.2		IT		0.15 米国	【<0.01~0.062(n=10)(米国)】
ごまの種子	1	1			1 米国	【米国なたね参照】
べにばなの種子	0.2		IT		0.15 米国	【米国ひまわり参照】
綿実	0.2		IT		0.2 米国	【<0.01~0.12(n=12)(米国)】
なたね	1	1			1 米国	【<0.01~0.74(n=13)(米国)】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のオイルシード	1	1			1 米国	【米国なたね参照】
くり	0.06	0.06			0.06 米国	【米国ペカン(<0.01(n=10)),ピスタチオ(0.01~0.04(n=6)),アーモンド(<0.01~0.02(n=10))】
ペカン	0.06	0.06			0.06 米国	【米国ペカン、ピスタチオ、アーモンド参照】
アーモンド	0.06	0.06			0.06 米国	【米国ペカン、ピスタチオ、アーモンド参照】
くるみ	0.06	0.06			0.06 米国	【米国ペカン、ピスタチオ、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.06	0.06			0.06 米国	【米国ペカン、ピスタチオ、アーモンド参照】
コーヒー豆	0.4		IT		0.4 米国	【<0.01~0.330(≠)(n=19)(ブラジル、エクアドル、コロンビア)】
その他のスパイス	1	1			1 米国	【米国なたね参照】
その他のハーブ	30	1	IT		30 米国	【米国非結球レタス、ほうれんそう、マスタードグリーン参照】
牛の筋肉	0.2	0.03	IT		0.15 米国	【推:0.121(米国)】
豚の筋肉	0.01	0.01			0.01 米国	【推:0.006(米国)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.03	IT		0.15 米国	【米国牛の筋肉参照】
牛の脂肪	1	0.2	IT		1 米国	【推:1.036(米国)】
豚の脂肪	0.02	0.02			0.015 米国	【推:0.012(米国)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1	0.2	IT		1 米国	【米国牛の脂肪参照】
牛の肝臓	2	0.3	IT		1.5 米国	【推:1.614(米国)】
豚の肝臓	0.03	0.03			0.03 米国	【推:0.019(米国)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2	0.3	IT		1.5 米国	【米国牛の肝臓参照】
牛の腎臓	2	0.3	IT		1.5 米国	【米国牛の肝臓参照】
豚の腎臓	0.03	0.03			0.03 米国	【米国豚の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	0.3	IT		1.5 米国	【米国牛の肝臓参照】
牛の食用部分	2	0.3	IT		1.5 米国	【米国牛の肝臓参照】
豚の食用部分	0.03	0.03			0.03 米国	【米国豚の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2	0.3	IT		1.5 米国	【米国牛の肝臓参照】
乳	0.2	0.03	IT		0.15 米国	【推:0.074(米国)】
鶏の筋肉	0.02	0.01	IT		0.015 米国	【推:0.010(米国)】
その他の家きんの筋肉	0.02	0.01	IT		0.015 米国	【米国鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.02	0.02			0.015 米国	【推:0.010(米国)】
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02			0.015 米国	【米国鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.02	0.01	IT		0.015 米国	【推:0.015(米国)】
その他の家きんの肝臓	0.02	0.01	IT		0.015 米国	【米国鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.02	0.01	IT		0.015 米国	【米国鶏の肝臓参照】
その他の家きんの腎臓	0.02	0.01	IT		0.015 米国	【米国鶏の肝臓参照】
鶏の食用部分	0.02	0.01	IT		0.015 米国	【米国鶏の肝臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.02	0.01	IT		0.015 米国	【米国鶏の肝臓参照】
鶏の卵	0.01	0.01			0.01 米国	【推:0.010(米国)】
その他の家きんの卵	0.01	0.01			0.01 米国	【米国鶏の卵参照】
はちみつ	0.05	0.05				※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

推:推定される残留濃度であることを示す

※)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和3年3月11日 一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

メフェントリフルコナゾール

今回残留基準値を設定する「メフェントリフルコナゾール」の規制対象は、メフェントリフルコナゾールのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.3
大麦	4
ライ麦	4
とうもろこし	0.03
そば	4
その他の穀類 ^{注1)}	4
大豆	0.4
小豆類 ^{注2)}	2
えんどう	0.2
そら豆	0.2
らっかせい	0.01
その他の豆類 ^{注3)}	0.2
ばれいしょ	0.04
さといも類（やつがしらを含む。）	0.04
かんしょ	0.04
やまいも（長いもをいう。）	0.04
その他のいも類 ^{注4)}	0.04
てんさい	0.6
さとうきび	2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.7
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	20
かぶ類の根	0.7
かぶ類の葉	20
西洋わさび	0.7
クレソン	30
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	30
ごぼう	0.7
サルシフィー	0.7
チコリ	20
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	30
その他のきく科野菜 ^{注6)}	30
たまねぎ	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	4
にんにく	0.2
にら	4
わけぎ	4
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	4

食品名	残留基準値
	ppm
にんじん	0.7
パースニップ	0.7
パセリ	30
その他のせり科野菜 ^{注8)}	30
トマト	0.9
ピーマン	0.9
なす	0.9
その他のなす科野菜 ^{注9)}	0.9
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.2
しろうり	0.5
すいか (果皮を含む。)	0.5
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.5
まくわうり (果皮を含む。)	0.5
その他のうり科野菜 ^{注10)}	0.2
ほうれんそう	30
オクラ	0.9
しょうが	0.04
未成熟えんどう	0.2
未成熟いんげん	0.2
えだまめ	0.2
その他の野菜 ^{注11)}	30
みかん (外果皮を含む。)	0.6
なつみかんの果実全体	0.5
レモン	1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.6
グレープフルーツ	0.5
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	1
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
マルメロ	2
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	2
もも (果皮及び種子を含む。)	2
ネクタリン	2
あんず (アプリコットを含む。)	2
すもも (プルーンを含む。)	2
うめ	2
おうとう (チェリーを含む。)	4
いちご	2
ラズベリー	3
ブラックベリー	3
ブルーベリー	5

食品名	残留基準値 ppm
クランベリー	5
ハックルベリー	5
その他のベリー類果実 ^{注13)}	5
ぶどう	3
バナナ	2
パッションフルーツ	2
その他の果実 ^{注14)}	2
ひまわりの種子	0.2
ごまの種子	1
べにばなの種子	0.2
綿実	0.2
なたね	1
その他のオイルシード ^{注15)}	1
くり	0.06
ペカン	0.06
アーモンド	0.06
くるみ	0.06
その他のナッツ類 ^{注16)}	0.06
コーヒー豆	0.4
その他のスパイス ^{注17)}	1
その他のハーブ ^{注18)}	30
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類 ^{注19)} に属する動物の筋肉	0.2
牛の脂肪	1
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1
牛の肝臓	2
豚の肝臓	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2
牛の腎臓	2
豚の腎臓	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
牛の食用部分 ^{注20)}	2
豚の食用部分	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2
乳	0.2
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注21)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02

食品名	残留基準値 ppm
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
はちみつ	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注5) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注12) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注13) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注14) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注15) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注16) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注17) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注18) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注19) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注20) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注21) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

アンプロリウム

今回残留基準値を設定する「アンプロリウム」の規制対象は、アンプロリウムのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.5
牛の脂肪	2
牛の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.5
牛の食用部分 ^{注1)}	0.5
鶏の筋肉	0.03
その他の家きん ^{注2)} の筋肉	0.5
鶏の脂肪	0.03
その他の家きんの脂肪	0.5
鶏の肝臓	0.03
その他の家きんの肝臓	1
鶏の腎臓	0.03
その他の家きんの腎臓	1
鶏の食用部分	0.03
その他の家きんの食用部分	1
鶏の卵	5
その他の家きんの卵	5

注1) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注2) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ジクロキサシリン

今回残留基準値を設定する「ジクロキサシリン」の規制対象は、ジクロキサシリンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.03
豚の筋肉	0.3
その他の陸棲哺乳類 ^{注1)} に属する動物の筋肉	0.3
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分 ^{注2)}	0.1
豚の食用部分	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3
乳	0.01
鶏の筋肉	0.3
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.3
鶏の脂肪	0.3
その他の家きんの脂肪	0.3
鶏の肝臓	0.3
その他の家きんの肝臓	0.3
鶏の腎臓	0.3
その他の家きんの腎臓	0.3
鶏の食用部分	0.3
その他の家きんの食用部分	0.3
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.3
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.3
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.3
魚介類（その他の魚類 ^{注4)} に限る。）	0.3
魚介類（貝類に限る。）	0.3
魚介類（甲殻類に限る。）	0.3

食品名	残留基準値 ppm
その他の魚介類 ^{注5)}	0.3

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注4) 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

注5) 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

答申（案）

（別紙16）

セフロキシム

今回残留基準値を設定する「セフロキシム」の規制対象は、セフロキシムのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注1)}	0.08
乳	0.02

注1) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。